環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

2011年10 月 6日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
住友林業株式会社社有林管理プロジェクトⅠ（宮崎事業区）			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	住友林業株式会社（スミトモリンギョウカブシキガイシャ）	印	
住所	東京都千代田区大手町１ 丁目３ 番２ 号経団連会館８ 階		
代表者氏名	代表取締役社長　市川　晃 山林部長　片岡　明人	代表者役職	
担当者氏名	杉山　純之	担当者 所属部署・役職	山林環境本部山林部 マネージャー
担当者 E-mail	SUGIYAMA_ys@star.sfc.co.jp	担当者電話番号	03-3214-3251
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	住友林業株式会社（スミトモリンギョウカブシキガイシャ）		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	住友林業株式会社（スミトモリンギョウカブシキガイシャ）		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☒ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	財団法人　日本品質保証機構		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 持続可能な森林経営により、温室効果ガスの更なる吸収を図る。またこれにより、林業の活性化及び他の公益的機能の発揮を目指す。 【適格性基準との整合性】 ・ポジティブリストの適格性基準について、すべての条件で整合する。 ・ガイドラインへの準拠について、すべての条件で整合する。 【法令遵守状況】 ・法令遵守のうえ、プロジェクトを実施している。 ・ISO14001 を実施し、独自の環境関連法規等遵守状況評価書を作成・運用している。 【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
コンパス「LS-25　レベルトラコン」	牛方商会社	ー	昭和 50 年頃	面積測量に使用
バーテックス「VERTEX Ⅲ　v1.4」「　TRANSPONDER T3」	GISupply 社	ー	平成 19 年 3 月	樹高測定に使用
輪尺	株式会社ランドアート	ー	平成 22 年 11 月	胸高直径測定に使用
GPS（ iPAQ　212 EnterpriseHandheld）	日本ヒューレットパッカード株式会社	ー	平成 21 年 12 月	緯度経度測定に使用

【モニタリング方法】
・活動量、地位級、その他吸収・排出係数のモニタリングを実施する。
・地位級モニタリング調査については、外注せず。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】
・方法論に準拠し、GHG 算定を実施している。

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	【モニタリング体制】 ・モニタリングプランに記載の通り、モニタリングの実施体制を明確化しモニタリングを実施する。 ・モニタリング実施後は内部監査を実施し、内部監査報告書の指摘に対する是正措置を行った後、最終的なモニタリング報告書を提出する。 【QA / QC 体制】 ・「担当者に対する教育・訓練計画の作成・実施」、「データ・記録の保管・管理」、「データの確認」、「計測器の維持・校正管理」、「内部監査」について、モニタリングプランに記載の仕組み・手順の通り実施する。					
プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 住友林業株式会社　社有林（宮崎事業区） 別途　プロジェクト計画書に添付の「地番一覧表」を参照					
＜方法論 R001・R002・R003 のみ＞ プロジェクト対象面積	6,404.34ha					
プロジェクト期間	1998 年 10 月　1 日 ～　2013 年　3 月 31 日（14 年 6 ヶ月）					
クレジット期間	2008 年 4 月 1 日　～　2013 年 3 月 31 日					
プロジェクト計画開始届提出日	年　月　日 ※再妥当性確認につき、提出していない。					
妥当性確認終了日	2011年10月5日					
想定削減・吸収量　年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
想定削減・吸収量　t-CO2	6,865	19,428	23,377	7,252	7,767	64,689
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （　森林管理プロジェクト用）　ver.　3.0					
適用方法論　方法論番号	No.R002　ver.　4.0					
適用方法論　方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)に関する方法論					
ダブルカウントの防止措置						
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）					印

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置内容	**以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。** **（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）** **【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ■　類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □　以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** □　当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ■　森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 ■ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 ■ ホームページ ホームページURL：http://sfc.jp/information/kankyo/2010/ □ 出版物 （環境報告書/定期刊行物） □ その他 具体的に： □ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 **【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】** ■ 公的な報告・公表制度には参加していません。 □ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています □ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 □ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。 □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名： □ その他 具体的に： □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以　上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23 年 10 月 5 日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
住友林業株式会社社有林管理プロジェクトⅠ（宮崎事業区）			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	一般財団法人　日本品質保証機構　（JQA）　　印		
担当部署名	地球環境事業部		
責任者名	矢野　忠行		
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp		
責任者電話番号	03-6212-9333		
審査員名[i]	検証担当者　：野村　祐吾（検証チームリーダー） 外部専門家　：なし レビュー担当者　：前垣内　正記（テクニカルレビュー） 倉光　豊（プロセスレビュー）		
機関要件への合致	合致		
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 5 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.0		
妥当性確認期間	2011 年 9 月 1 日～ 2011 年 10 月 5 日		
現地審査	□　有 ~~□　無~~	期間	2011 年　9 月　6 日～7 日（宮崎事業区）

	審査内容	デスクレビュー（フェーズ１審査）の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するヒアリング、書類及び現地確認（フェーズ2審査）を行った。審査ポイントは以下の通りである。 ＜GHGデータ及び情報＞ ・　プロジェクトの活動境界の設定 ・　プロジェクト活動に関係するすべての吸収・排出活動 ・　プロット地点の選定 ・　パラメータの引用 ＜QA・QC体制＞ ・　モニタリング体制及び算定体制 ・　モニタリング担当者の教育訓練方法 ・　データチェックの実施方法 ・　計測機器の管理方法
プロジェクト情報（A・B）	記載内容が適切であることを確認した。	
適格性要件（C）	適格性要件（R002 ver.4.0）を満足することを確認した。	
排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）及び方法論（R002　Ver.4.0）を満足し、適切な内容であることを確認した。	
モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）	モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）及び方法論（R002　Ver.4.0）を満足し、適切な内容であることを確認した。	
その他(D)	記載内容が適切であることを確認した。	
機関の見解（サマリー・結論）	一般財団法人 日本品質保証機構（JQA）は、「住友林業株式会社社有林管理プロジェクトⅠ（宮崎事業区）」におけるプロジェクト計画書（Ver.3.1）並びにモニタリング計画書（Ver. 3.1）の妥当性を確認した。その結果、本プロジェクト計画書及びモニタリング計画書が、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（Ver.3.2）、モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）及び方法論 No.R002（Ver.4.0）により定められた適格性基準・方法論詳細に依拠して作成されていることを確認し、不確かさ及び誤りの評価結果が 1.2%となり、重要性の判断基準の 10%未満であることから、妥当性確認意見は無限定適正意見であることを表明する。	
パブリックコメントの概要		
パブリックコメントの募集期間：2011年9月1日～14日 コメント：該当なし 妥当性確認機関の見解：－		

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成23年10月6日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
さいたまコープ川口センターにおけるバイオディーゼル燃料を用いた温室効果ガス排出削減事業			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	(ｾｲｶﾂｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾚﾝｺﾞｳｶｲ　ｺｰﾌﾟﾈｯﾄｼﾞｷﾞｮｳﾚﾝｺﾞｳ) 生活協同組合連合会　コープネット事業連合　印		
住所	埼玉県さいたま市南区根岸１丁目４番１３号		
代表者氏名	赤松　光	代表者役職	代表理事　理事長
担当者氏名	小川　義雄	担当者 所属部署・役職	監事会事務局 事務局長
担当者 E-mail	yoshio_ogawa@coopnet.or.jp	担当者電話番号	048-839-2429
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	生活協同組合　さいたまコープ 代表理事　専務理事　中村　憲治		
プロジェクト参加者名	関東バイオエナジー株式会社 代表取締役社長　細川　博司		
プロジェクト参加者名	株式会社アドバン 代表取締役社長　丑久保　紀美		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	生活協同組合　さいたまコープ（セイカツキョウドウクミアイ　サイタマコープ）		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☐ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☑ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	日本海事検定キューエイ株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報

プロジェクト概要[2]

（具体的な内容を簡潔に記載すること。）

【プロジェクトの目的・内容】

（目的）バイオディーゼル燃料による CO_2 排出削減の達成

（内容）使用済みてんぷら油を原料にバイオディーゼル燃料を製造委託し、生協の個配事業のセンターに燃料スタンドを設置し、車両に導入することで CO_2 を削減します。

【適格性基準との整合性】

条　件	説　明　※1
C.1.2 条件1	バイオディーゼル燃料の原料は、さいたまコープの２７店舗より排出される「使用済みてんぷら油」と関東バイオエナジー社が調達する国内の「使用済みてんぷら油」である。 プロジェクトがない場合にはエネルギー利用はされていなかった。
C.1.3 条件2	バイオディーゼル燃料の精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である。
C.1.4 条件3	精製されるバイオディーゼル燃料により代替される車両等の燃料はガソリンと軽油である。
C.1.5 条件4	さいたまコープで使用するバイオディーゼル燃料は、国土交通省が策定する「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」にて引用されている「協議会モニタリング規格」を満たしている。
C.1.6 条件5	自動車車検証の備考欄に「バイオディーゼル燃料を併用使用している旨」を記載している。 ３ヶ月毎または３０００ｋｍの点検を実施している。
C.1.7 条件6	該当しない

【法令遵守状況】

消防法及び火災予防条例などに対応する少量危険物貯蔵取扱所の届出をしており、遵守しています。

【採用技術】

・さいたまコープの個配車両の燃料としては、これまでガソリンを使用していました。

・今回バイオディーゼル燃料を使用するために、自家給油施設を設置して、新たにディーゼル車を導入し CO_2 削減に取り組みます。

・給油スタンド設備が対象となります。

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期
ＰＯＳ一体式計量器	ﾄｷｺﾃｸﾉ	5年	平成２２年１０月
貯蔵タンク	ｻﾝﾀﾞｲﾔ	5年	平成２２年１０月

【モニタリング方法】

①関東バイオエナジー社及び株式会社アドバンの製造工場で、出荷量を把握します。

②納品時の燃料は、自動車の使用燃料を給油時に把握します。

③川口センターのBDFの使用量は、独自スタンドによる計量を行って把握します。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

【モニタリング体制】

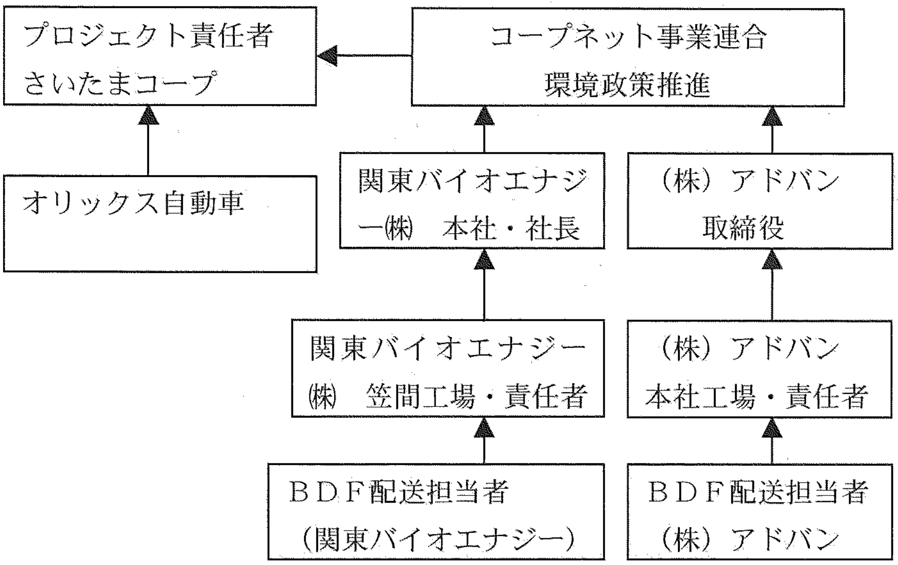

【QA / QC 体制】

①教育・訓練
②データの確認・情報管理
③内部監査
④測定機器の維持・管理
⑤BDF 品質規格への適合
⑥車両点検

プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 北本センター　〒364-0001　埼玉県北本市深井 1-99
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	
プロジェクト期間	2011 年 2 月 21 日 ～ 2015 年 10 月 31 日（ 4 年 10 ヶ月）
クレジット期間	2011 年 2 月 21 日 ～ 2013 年 3 月 31 日
プロジェクト計画開始届提出日	2011 年 8 月 16 日
妥当性確認終了日	年 月 日

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2				26.7	26.7	53

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （ 排出削減 プロジェクト用） ver. 2.4	
適用方法論	方法論番号	E. 004 ver. 5. 0

	方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用
ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要） 生活協同組合　さいたまコープ（セイカツキョウドウクミアイ　サイタマコープ）　印	
ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☑類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □　以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名： □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： 【② 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 ☑当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 □森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。	

【③ 主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ホームページ

ホームページ URL: ________________

☑出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に: ________________

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑公的な報告・公表制度には参加していません。

☐以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☐地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: ________________

☐その他

具体的に: ________________

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以上

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成23年10月11日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名	
さいたまコープ川口センターにおけるバイオディーゼル燃料を用いた温室効果ガス排出削減事業	
GHG 妥当性確認機関	
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。	
機関名	日本海事検定キューエイ株式会社　印
担当部署名	審査部　GHG プロジェクトチーム
責任者名	廣瀬　英俊
責任者 E-mail	h-hirose@nkkkqa.co.jp
責任者電話番号	03-5427-2505
審査員名[i]	廣瀬英俊:チームリーダー 紀伊隆志:レビューアー
機関要件への合致	暫定的妥当性確認機関として認定されている。
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 11 日
審査内容	
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.0
妥当性確認期間	**2010 年 11 月 1 日～ 2011 年 10 月 11 日**
現地審査	■ 有 □ 無　　期間：1 回目:2011 年 1 月 27 日～2011 年 1 月 27 日 2 回目:(BDF 製造場所変更による現地確認) 2011 年 9 月 30 日～2011 年 9 月 30 日

	審査内容	文書審査の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するインタビュー、記録及び現地確認を行った。検証のポイントは以下の通りである。 【GHG データ及び情報】 ・　プロジェクト活動境界の設定が適切か ・　プロジェクトに関係するすべての排出活動が特定されているか ・　採用技術の特定は適切か ・　パラメータの引用は適切か 【QA/QC 体制】 ・　モニタリング体制及び算定体制は適切か ・　モニタリング担当者の力量が確保されるか ・　データチェックはどのように行なわれるか ・　計測機器の管理はどのように行なわれるか
プロジェクト情報 （A･B）	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。	
適格性要件（C）	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの申請書における方法論 JEAM004 の適用は、実施規則及びポジティブリスト No.E004 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。	
排出量・吸収量算定 （Ⅰ・Ⅱ）	モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの排出量算定は、方法論 JEAM004 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。	
モニタリング計画 （Ⅲ～Ⅵ）	モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトのモニタリング計画は、方法論 JEAM004 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。	
その他(D)	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況（環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施は法令等で要求されていないため除く）を確認した結果、当プロジェクトの申請書におけるその他事項に重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。	
機関の見解 （サマリー・結論）	この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘定して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎として行われ、ポジティブリストや適格性基準への整合性の確認、法令順守、環境影響評価、パブリックコメントへの対応、ベースライン排出量・プロジェクト排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が	

	採用した仮定、その基礎となるデータの評価、算定報告書における記載の検討も含んでいる。これらの手続により、当機関は、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。 　以上から、当機関は、生活協同組合連合会　コープネット事業連合殿が作成した「温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書」及び「モニタリングプラン」が上記基準等に基づいた審査の結果、デスクレビュー、現地及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトがオフセット・クレジット（J-VER）制度、ポジティブリストの適格性基準、方法論に依拠して作成していることを確認し、全ての重要な点に関して適正であると認める。
パブリックコメントの概要	
パブリックコメントの募集期間 　2011年2月1日～2月14日 コメント 　なし 妥当性確認機関の見解 　無限定適正	

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成23年10月6日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
さいたまコープ北本センターにおけるバイオディーゼル燃料を用いた温室効果ガス排出削減事業			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	（ｾｲｶﾂｷｮｳﾄﾞｳｸﾐｱｲﾚﾝｺﾞｳｶｲ　ｺｰﾌﾟﾈｯﾄｼﾞｷﾞｮｳﾚﾝｺﾞｳ） 生活協同組合連合会　コープネット事業連合	印	
住所	埼玉県さいたま市南区根岸１丁目４番１３号		
代表者氏名	赤松　光	代表者役職	代表理事　理事長
担当者氏名	小川　義雄	担当者 所属部署・役職	監事会事務局 事務局長
担当者 E-mail	yoshio_ogawa@coopnet.or.jp	担当者電話番号	048-839-2429
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	生活協同組合　さいたまコープ 代表理事　専務理事　中村　憲治		
プロジェクト参加者名	関東バイオエナジー株式会社 代表取締役社長　細川　博司		
プロジェクト参加者名	株式会社アドバン 代表取締役社長　丑久保　紀美		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	生活協同組合　さいたまコープ（セイカツキョウドウクミアイ　サイタマコープ）		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☐ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☑ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	日本海事検定キューエイ株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

<table>
<tr><th colspan="2">プロジェクト情報</th></tr>
<tr><td>プロジェクト概要[2]</td><td>

（具体的な内容を簡潔に記載すること。）

【プロジェクトの目的・内容】

（目的）バイオディーゼル燃料による CO2 排出削減の達成

（内容）使用済みてんぷら油を原料にバイオディーゼル燃料を製造委託し、生協の個配事業のセンターに燃料スタンドを設置し、車両に導入することで CO2 を削減します。

【適格性基準との整合性】

条　件	説　明　※1
C.1.2 条件1	バイオディーゼル燃料の原料は、さいたまコープの２７店舗より排出される「使用済みてんぷら油」と関東バイオエナジー社が調達する国内の「使用済みてんぷら油」である。プロジェクトがない場合にはエネルギー利用はされていなかった。
C.1.3 条件2	バイオディーゼル燃料の精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である。
C.1.4 条件3	精製されるバイオディーゼル燃料により代替される車両等の燃料はガソリンと軽油である。
C.1.5 条件4	さいたまコープで使用するバイオディーゼル燃料は、国土交通省が策定する「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」にて引用されている「協議会モニタリング規格」を満たしている。
C.1.6 条件5	自動車車検証の備考欄に「バイオディーゼル燃料を併用使用している旨」を記載している。３ヶ月毎または３０００ｋｍの点検を実施している。
C.1.7 条件6	該当しない

【法令遵守状況】

消防法及び火災予防条例などに対応する少量危険物貯蔵取扱所の届出をしており、遵守しています。

【採用技術】

・さいたまコープの個配車両の燃料としては、これまでガソリンを使用していました。
・今回バイオディーゼル燃料を使用するために、自家給油施設を設置して、新たにディーゼル車を導入し CO2 削減に取り組みます。

・給油スタンド設備が対象となります。

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期
ＰＯＳ一体式計量器	ﾄｷｺﾃｸﾉ	5年	平成２２年１０月
貯蔵タンク	ｻﾝﾀﾞｲﾔ	5年	平成２２年１０月

【モニタリング方法】

①関東バイオエナジー社及び株式会社アドバンの製造工場で、出荷量を把握します。
②納品時の燃料は、自動車の使用燃料を給油時に把握します。
③北本センターのBDFの使用量は、独自スタンドによる計量を行って把握します。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

</td></tr>
</table>

【モニタリング体制】

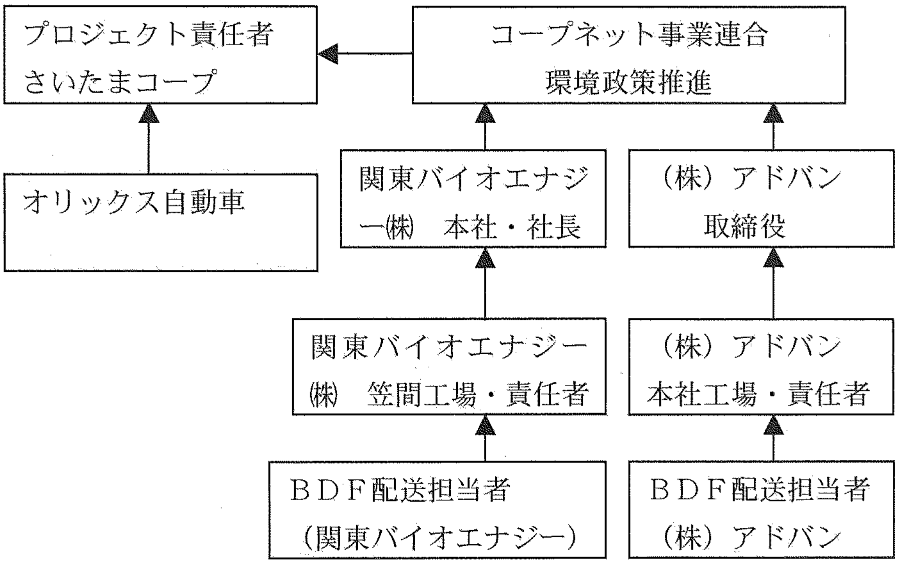

【QA / QC 体制】

①教育・訓練

②データの確認・情報管理

③内部監査

④測定機器の維持・管理

⑤BDF 品質規格への適合

⑥車両点検

プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 北本センター　〒364-0001　埼玉県北本市深井 1-99
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	
プロジェクト期間	2011 年 2 月 21 日 ～ 2015 年 10 月 31 日（ 4 年 10 ヶ月）
クレジット期間	2011 年 2 月 21 日 ～ 2013 年 3 月 31 日
プロジェクト計画開始届提出日	2011 年 8 月 16 日
妥当性確認終了日	年　月　日

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2				26.7	26.7	53

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （　　排出削減　プロジェクト用）　ver. 2.4	
適用方法論	方法論番号	E. 004 ver. 5. 0

	方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用
ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要） 生活協同組合　さいたまコープ（セイカツキョウドウクミアイ　サイタマコープ）　印	
ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☑類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名: □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由: 【② 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 ☑当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 □森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。	

【③ 主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ホームページ

ホームページ URL: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☑出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑公的な報告・公表制度には参加していません。

□以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□その他

具体的に: ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以 上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成23年10月11日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
さいたまコープ北本センターにおけるバイオディーゼル燃料を用いた温室効果ガス排出削減事業			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	日本海事検定キューエイ株式会社　印		
担当部署名	審査部　GHG プロジェクトチーム		
責任者名	廣瀬　英俊		
責任者 E-mail	h-hirose@nkkkqa.co.jp		
責任者電話番号	03-5427-2505		
審査員名[i]	廣瀬英俊：チームリーダー 紀伊隆志：レビューアー		
機関要件への合致	暫定的妥当性確認機関として認定されている。		
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 11 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.0		
妥当性確認期間	**2011 年 3 月 16 日～　2011 年 10 月 11 日**		
現地審査	■　有 □　無	期間	1 回目:2011 年 3 月 23 日～2011 年 3 月 23 日 2 回目：（BDF 製造場所変更による現地確認） 2011 年 9 月 30 日～2011 年 9 月 30 日

	審査内容	文書審査の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するインタビュー、記録及び現地確認を行った。検証のポイントは以下の通りである。 【GHG データ及び情報】 ・ プロジェクト活動境界の設定が適切か ・ プロジェクトに関係するすべての排出活動が特定されているか ・ 採用技術の特定は適切か ・ パラメータの引用は適切か 【QA/QC 体制】 ・ モニタリング体制及び算定体制は適切か ・ モニタリング担当者の力量が確保されるか ・ データチェックはどのように行なわれるか ・ 計測機器の管理はどのように行なわれるか
プロジェクト情報 (A・B)	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。	
適格性要件(C)	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの申請書における方法論 JEAM004 の適用は、実施規則及びポジティブリスト No.E004 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。	
排出量・吸収量算定 (Ⅰ・Ⅱ)	モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの排出量算定は、方法論 JEAM004 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。	
モニタリング計画 (Ⅲ～Ⅵ)	モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトのモニタリング計画は、方法論 JEAM004 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。	
その他(D)	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況（環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施は法令等で要求されていないため除く）を確認した結果、当プロジェクトの申請書におけるその他事項に重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。	
機関の見解 （サマリー・結論）	この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘定して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎として行われ、ポジティブリストや適格性基準への整合性の確認、法令順守、環境影響評価、パブリックコメントへの対応、ベースライン排出量・プロジェクト排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が	

	採用した仮定、その基礎となるデータの評価、算定報告書における記載の検討も含んでいる。これらの手続により、当機関は、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。 以上から、当機関は、生活協同組合連合会　コープネット事業連合殿が作成した「温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書」及び「モニタリングプラン」が上記基準等に基づいた審査の結果、デスクレビュー、現地及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトがオフセット・クレジット(J-VER)制度、ポジティブリストの適格性基準、方法論に依拠して作成していることを確認し、全ての重要な点に関して適正であると認める。

パブリックコメントの概要

パブリックコメントの募集期間
　2011年3月18日～3月31日
コメント
　なし
妥当性確認機関の見解
　無限定適正

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

環境省・オフセット・クレジット（J–VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23年 10月 7日

オフセット・クレジット（J–VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J–VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
北秋田市森林吸収事業　～生物多様性保全　絶滅危惧種クマゲラのふるさとの森プロジェクト～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	グリーンプラス株式会社		印
住所	東京都千代田区神田神保町 1-7 日本文芸社ビル 9F		
代表者氏名	飯田　泰介	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	伊藤　聖子	担当者 所属部署・役職	クレジット開発事業部
担当者 E-mail	s.ito@green-plus.co.jp	担当者電話番号	03-5720-5599
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	北秋田市（キタアキタシ）		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J–VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	グリーンプラス株式会社 以下のうち当てはまる項目に☑ ☑　本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐　本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐　本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社JACO　CDM		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 ■目的 本プロジェクトは、森林施業計画に基づいた、適切な間伐の実施による対象森林の健全性を確保し、CO2 吸収量の維持・増加を図るとともに、生物多様性保全に繋がる環境整備を行うことを目的としている。 ■内容 プロジェクトエリア周辺の森吉地区は、環境省レッドリスト絶滅危惧 II 類(VU)のクマゲラの営巣地であることで知られているほか、バイオーム 02(高緯度森林地帯)の限定種が多く生息しているとして、IBA(重要野鳥生息地※)にも認定されている。 生物多様性の保全には、適切な管理による森林機能の保全が欠かせない。森林施業によって広葉樹林の整備を計画的に実施し、本プロジェクトのクレジット収益によって、北秋田市の豊かな自然環境に育まれるふるさとづくり事業のさらなる推進を行う。 ※　IBA･･･Important Bird Areas　鳥を指標にして重要な自然環境を選定し、それらをネットワーク化して保全や持続的な管理を促進させるための活動およびその地域。 【適格性基準との整合性】 ■条件 1 本プロジェクト対象地は森林施業計画対象の森林であり、また森林法第 5 条に定める森林である。 ■条件 2 森林施業計画対象林の中で、施業計画期間平成 2007 年 7 月 22 日から 2012 年 7 月 21 日までの期間に間伐が行われる林分を対象とする。 クレジット発行期間内に本プロジェクト対象地の土地転用はない。また施業計画期間内に主伐は計画されていない。 ■条件 3 本プロジェクト対象地は森林施業計画の認定を受けており、持続的な森林経営の対象地である。 【法令遵守状況】 森林・林業基本法、森林法、間伐等促進法に該当し、それぞれの法令を遵守している。 【採用技術】

機器の種類	機器名	メーカ	耐用年数	導入時期
面積測量機	ポケットコンパス	牛方商会	5 年	H20/4
樹高測定器	TRU PULSE 200	レーザーテクノロジー社	5 年	H21/4
胸高直径測定機	輪尺	牛方商会	－	H17/4
測量システムソフト	樹海	東光産業株式会社	－	H17/4
チェーンソー	個人購入の為特定不可	個人購入の為特定不可	－	－
キャリア	MST-1100	コマツ	－	H13/7
グラップル	PC-78US-	コマツ	－	H13/7
ハーベスタ	PC-138US8	コマツ	－	H20/1
緯度経度測定機	Oregon450	GARMIN	－	H23/7

【モニタリング方法】

モニタリング項目	測定方法の詳細
活動量	間伐が実施された領域ごとに、コンパス測量を実施
拡大係数	京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書に基き、樹種ごとに決定する。
容積密度	
地下部率	
幹材積成長量	秋田県林分収穫表から当該林齢・地位級の材積を参照
地位	対象となっている小斑について、モニタリングガイドラインに従って、平均樹高を測定し、地位級を特定

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論 No.R001 ver.4.1 に示される吸収量の算定式に準拠している。

【モニタリング体制】

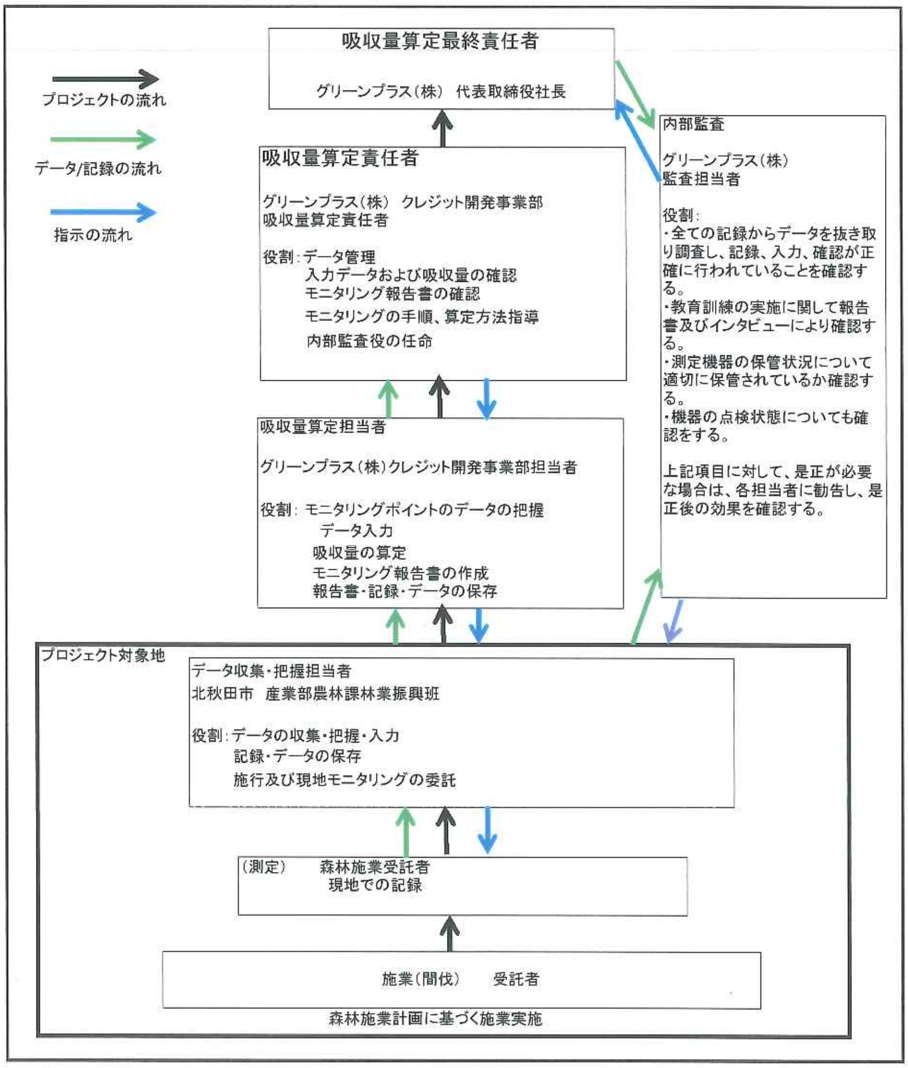

【QA / QC 体制】

(1) 教育・訓練
モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育・訓練を実施する。
具体的には、モニタリング体制、モニタリング手順、測定器の点検（同型コンパスを用いてのチェック）、
建物など樹木以外を測定しての樹高測定機器のチェック等）・維持管理の方法等についての説明を行う。

グリーンプラス(株)、北秋田市、森林施業受託者の3者で相互研修を行う。
（モニタリング実施前、第1回は2011年10月下旬頃実施予定）
■研修内容:
グリーンプラス→森林施業受託者・北秋田市
・モニタリング方法(プロット調査の手順等)
・記録・データの管理・保存方法
・使用機器の保管についての確認
・CO2吸収量算定の概念説明
森林施業受託者→グリーンプラス・北秋田市
・森林整備技術（特にスギの人工林について）
・森林整備機材の取り扱い方法
北秋田市→グリーンプラス・森林施業受託者
・補助金などの各種関連法の説明
・記録・データの授受管理・保存方法

(2) 情報の管理・保管
検証機関が純計算量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した
全てのデータを文書化し、電子データとして保管する。
■管理・保管される文書、記録及び電子データ
・教育資料、報告書　・電子データ、文書　・モニタリング記録
・モニタリング報告書　・監査計画書、報告書　・各種証拠書類のコピー
■保管方法
電子データ以外のものについては、吸収量算定担当者が施錠可能なロッカーにて管理保管する。
電子データについては、グリーンプラス㈱の共有サーバーに保管し、ファイアウォール、パスワード
でのセキュリティ対策を行う。
バックアップについては、保管責任者のPCにバックアップを作成し、パスワードにてセキュリティ
対策を行う。

(3) データの確認
吸収量算定担当者は、データ入力後に条件の近い林分におけるデータと比較して、
入力ミスや異常値がないかを確認する。
吸収量算定責任者は、データの集約、データの管理、データの確認、吸収量の確認、野外調査帳と
算定ファイル等に入力ミスがないか確認し、ダブルチェックを徹底する。

(4) 内部監査
吸収量算定責任者は、定期的(モニタリングの実施ごと)に、内部監査委員を任命し、任命された者が
監査を行い以下の役割を果たす。
① 全ての記録からデータをランダムに取り出して（無作為抽出調査）、定められた手順で、記録、入力、
確認が行われていることを確認する。
② 全ての記録からデータをランダムに取り出して（無作為抽出調査）、モニタリング報告書に表示された事項に対し、
方法論や本ガイドラインに準拠して適正に作成されていることを確認する。
③ 添付資料やモニタリング時に使用した野帳などの文書・記録及びデータの管理・保管が
適切に行われているかを確認する。
④ 教育訓練が適切に行われているか、実施報告書及び対象者へのインタビューにより確認する。
⑤ 前回の是正要求事項に対して適切な処置が行われているかを確認する。

(5) 測定機器の維持・管理
樹高測定器・面積測定器を適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検、キャリブレーションを
実施する。実施記録・管理は森林施業受託者が行う。

資料：森林管理プロジェクト用モニタリングガイドライン（4cj：Ver.4.1）、
本プロジェクト用モニタリングマニュアル(グリーンプラス：Ver.2.1)、
マネジメントシステム進化論（中山康弘：2009）秋田県間伐技術指針、組合担当者作成資料。

プロジェクト実施場所

（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。）

プロジェクト実施者（北秋田市）の事業所所在地：秋田県北秋田市花園町 19-1
事業の実施場所の住所・林班：

林班	住所
11-111	北秋田市阿仁町鍵ノ滝鍵ノ滝145
11-112	北秋田市阿仁町鍵ノ滝鍵ノ滝145
11-116	北秋田市阿仁町鍵ノ滝鍵ノ滝145
11-121	北秋田市阿仁町鍵ノ滝鍵ノ滝79-49
11-122	北秋田市阿仁町鍵ノ滝鍵ノ滝79-49
11-123	北秋田市阿仁町鍵ノ滝鍵ノ滝79-49
11-124	北秋田市阿仁町鍵ノ滝鍵ノ滝79-49
11-126	北秋田市阿仁町鍵ノ滝鍵ノ滝79-49
11-129	北秋田市阿仁町鍵ノ滝鍵ノ滝79-49
27-30	北秋田市阿仁町鍵ノ滝赤吹34-1
27-31	北秋田市阿仁町鍵ノ滝赤吹34-1
1-21	北秋田市合川町木戸石芦沢74-1
3-14	北秋田市合川町木戸石芦沢155-1
3-23	北秋田市合川町木戸石芦沢153-2
38-105	北秋田市合川町羽根山木畑沢21-2
38-106	北秋田市合川町羽根山木畑沢21-1
38-107	北秋田市合川町羽根山木畑沢21-1
38-108	北秋田市合川町羽根山木畑沢21-1
38-109	北秋田市合川町羽根山木畑沢21-1
40-124	北秋田市合川町根田根田沢18-5
40-125	北秋田市合川町根田根田沢18-5
51-12	北秋田市合川町鎌沢務沢111-69
51-13	北秋田市合川町鎌沢務沢111-69
51-14	北秋田市合川町鎌沢務沢111-69
51-37	北秋田市合川町鎌沢務沢146-1
54-17	北秋田市合川町鎌沢雪田沢225-3
62-155	北秋田市合川町三里大内沢154-4
11-2	北秋田郡上小阿仁村仏社冷水沢30
11-29	北秋田郡上小阿仁村仏社冷水沢128
11-40	北秋田郡上小阿仁村仏社冷水沢164
11-41	北秋田郡上小阿仁村仏社冷水沢165
11-42	北秋田郡上小阿仁村仏社冷水沢166
11-43	北秋田郡上小阿仁村仏社冷水沢162
63-85	北秋田市森吉町森吉連瀬沢3
63-86	北秋田市森吉町森吉連瀬沢3
63-87	北秋田市森吉町森吉連瀬沢3
63-89	北秋田市森吉町森吉連瀬沢3
63-90	北秋田市森吉町森吉連瀬沢3
63-92	北秋田市森吉町森吉連瀬沢3
63-93	北秋田市森吉町森吉連瀬沢3
63-95	北秋田市森吉町森吉連瀬沢3
38-34	北秋田市鷹巣町綴子作坂19-4
38-37	北秋田市鷹巣町綴子根仮戸19-4
53-13	北秋田市鷹巣町綴子一通田の沢17
55-74	北秋田市鷹巣町綴子湯緑船沢61-3
55-76	北秋田市鷹巣町綴子湯緑船沢61-3
78-37	北秋田市鷹巣町栄長坂沢38-1
78-39	北秋田市鷹巣町栄長坂沢38-24
78-123	北秋田市鷹巣町栄長坂沢1-18
78-187	北秋田市鷹巣町栄時ノ沢9-1
79-169	北秋田市鷹巣町栄堤沢42-1
79-170	北秋田市鷹巣町栄堤沢42-1
79-171	北秋田市鷹巣町栄堤沢42-1
79-172	北秋田市鷹巣町栄堤沢42-1
81-8	北秋田市鷹巣町栄中小又沢1-1
81-16	北秋田市鷹巣町栄中小又沢1-8
85-12	北秋田市鷹巣町栄吉ケ沢58-4
85-15	北秋田市鷹巣町栄吉ケ沢58-4
85-16	北秋田市鷹巣町栄吉ケ沢59-1
85-18	北秋田市鷹巣町栄吉ケ沢59-1
123-119	北秋田市鷹巣町七日市片逸85-1
123-121-1	北秋田市鷹巣町七日市片逸85-1
123-121-2	北秋田市鷹巣町七日市片逸85-1
134-8	北秋田市鷹巣町七日市柳ケ又22-1
134-6	北秋田市鷹巣町七日市柳ケ又22-1
134-4	北秋田市鷹巣町七日市柳ケ又22-1
156-50	北秋田市鷹巣町七日市小船木沢10-17

＜方法論 R001・R002・R003 のみ＞プロジェクト対象面積	377.37ha
プロジェクト期間	2007 年 7 月 22 日 ～2013 年 3 月 31 日(5 年 8 ヶ月)
クレジット期間	2008 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日
プロジェクト計画開始届提出日	2011年 8月 30日
妥当性確認終了日	2011年10月 11日

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2	1,924	2,608	2,726	2,914	2,998	13,168

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン （ 森林管理プロジェクト用） ver. 3.0	
適用方法論	方法論番号	R001 ver. 4.1
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)

ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)	印

ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名： □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 ☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 ☑ ホームページ ホームページ URL: http://green-plus.co.jp/doublecount.html ☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物） ☐ その他 具体的に: ☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 **【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】** ☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。 ☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。 ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: ☐ その他 具体的に: ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以　上

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 23年 10月 11日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
北秋田市森林吸収事業 ～生物多様性保全　絶滅危惧種クマゲラのふるさとの森プロジェクト～		
GHG 妥当性確認機関		
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	株式会社 JACO CDM	印
担当部署名	事業推進部	
責任者名	田中　辰雄	
責任者 E-mail	tanaka-t@jaco.co.jp	
責任者電話番号	03-5572-1753	
審査員名[i]	審査員:　湯口　峻宏　(リーダー) 審査員:　萬里小路　明秀 レビュー担当者:　田中　辰雄	
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認機関として登録しており、合致している。	
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 11 日	

審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.0		
妥当性確認期間	**2008 年 4 月 1 日～ 2013 年 3 月 31 日**		
現地審査	☒有 ☐無	期間	2011 年 9 月 12 日～ 2011 年 9 月 13 日
	審査内容	最初にオープニングミーティングにて参加者の挨拶、紹介、スケジュール確認及び審査の進め方を説明し、審査開始。審査は事前に文書レビューを行なって作成したチェックリストに基づき、質疑応答、審査による追加確認事項の証拠書類の確認、収集を行なった。またプロジェクト対象地でのモニタリングポイント及びモニタリングプロット予定地の実査、測定機器キャリブレーション、測定デモを視察し、確認を行なった。	

		現地机上審査、プロジェクト対象地の実査、確認後、審査チームによる当日所見報告を説明し、所見内容、追加確認事項の回答納期等について協議、合意を得て修了した。
プロジェクト情報（A・B）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。	
適格性要件（C）	プロジェクト計画書、証拠書類などを文書上で確認し、実査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書における方法論の適用は実施規則及び方法論 No.R001 Ver.4.1 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及び実査において判明した範囲において、プロジェクト計画は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。 条件 1:プロジェクト実施地が森林法第 5 条に定める森林であることが明確に記述されており、妥当と判断される。 条件 2:プロジェクト実施地において行なわれる施業は、以下の 3 つの条件を満たす施業であることが求められている。 (1) 森林施業計画単位であること。クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画において転用及び主伐が計画されていないこと。（ただし森林施業計画単位でのプロジェクト申請が困難な場合は、追加的な制約条件を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとする） (2) 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき施業（間伐）されたものであること。 (3) 2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされていること。 本プロジェクトにおける施業は、森林施業計画認定書（認定番号 北農 19-1 変 2-22 平成 22 年 6 月 25 日）に認められた北秋田市森林施業計画書（平成 19 年 7 月 22 日～平成 24 年 7 月 21 日）に基づくものであり、当該森林施業計画において転用や主伐は計画されていない。 また本プロジェクトは森林施業計画の間伐対象地のみを抽出するものであるが、森林施業計画の全体の写しが提出されており、また当該森林施業計画中において土地の転用や主伐は計画されていないため、間伐対象地のみをプロジェクト対象地として抽出する場合の追加的な制約条件を満たしている。 なお当該森林施業計画の計画期間は 2012 年 7 月 21 日までとなっており、2013 年 3 月 31 日までの森林施業計画は未策定であるが、北秋田市の担当部署である産業部農林課へのインタビューにて 2012 年 7 月 22 日以降も改正森林法に基づく森林経営計画を策定し引き続き持続的な森林施業が行われる予定であることを確認し、またプロジェクト計画書 C.2.2 において 2012	

	年 7 月 22 日以降も計画を延長する意向が明記されていることを確認した。 以上から、本プロジェクトは条件 2 に適合しており、妥当と判断される。 条件 3:森林施業計画に計画されている施業に関しては、森林施業計画が秋田県知事により認定されているため妥当と判断される。
排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画における吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また当プロジェクトのモニタリング計画は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。施業年と吸収量算定年につき、J-VER 制度モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）I-7の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており妥当と判断される。 吸収量の計算結果は下記の通りである。 2008 年度 / 2009 年度 / 2010 年度 / 2011 年度 / 2012 年度 / 合計 (t-CO2) 1,924 / 2,608 / 2,726 / 2,914 / 2,998 / 13,168 注:合計値は各年度吸収量を集計後、整数化（小数点以下を切り捨て）
モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画書は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。 純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QC について妥当であると判断される。 モニタリング計画書は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。
その他(D)	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるその他事項において重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。
機関の見解（サマリー・結論）	オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則(Ver. 3.2)に基づいて実施された妥当性確認の範囲で、妥当性確認プロセス及び手順を進めた結果、グリーンプラス株式会社が実施する当該プロジェクトは、方法論の適格性基準を満たしていることが確認された。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の 10%未満という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対してオフセット・クレジット（J-VER）認証委員会による登録

	を行なうことを推奨する。
パブリックコメントの概要	
パブリックコメントの募集期間 　2011年9月6日～2011年9月19日 コメント 　意見募集期間中に受領した意見はなかった。 妥当性確認機関の見解 　問題なし。	

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

環境省・オフセット・クレジット（J−VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23年10月7日

オフセット・クレジット（J−VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J−VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
日本の自然遺産—京丹波の名水と熊野の森を守る CO2 森林吸収プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	グリーンプラス株式会社		印
住所	東京都千代田区神田神保町 1-7　日本文芸社ビル 9 階		
代表者氏名	飯田　泰介	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	松本　哲弥	担当者 所属部署・役職	クレジット開発部
担当者 E-mail	t.matsumoto@green−plus.co.jp	担当者電話番号	03−5720−5599
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社ミカド開発（カブシキガイシャミカドカイハツ）		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J−VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	グリーンプラス株式会社		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		

1 プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報

プロジェクト概要[2]

【プロジェクトの目的・内容】

本プロジェクトは、森林施業計画に基づいた、適切な間伐の実施による対象森林の健全性を確保するとともに、CO2 吸収量の維持・増加を目的としている。

実施場所である東成瀬村は県内最大河川である雄物川の源流部でありホタルや湧水などの保全事業に力を入れており、観光客の誘致も推進している。

ホタルの生息環境にはきれいな水が必要であり、水資源の維持にも森林整備が不可欠である。J-VER クレジット発行による追加的資金により、より充実した森林整備を実現し、保全事業、観光事業の維持発展と、それに伴う新規雇用創出の一助とする。

【適格性基準との整合性】

適用方法論　No.R001 ver.4.1 に定められた下記の適用条件を満たしている。

■条件 1

本プロジェクト対象地は森林施業計画対象の森林であり、また森林法第 5 条に定める森林である。

■条件 2

森林施業計画対象林の中で、施業計画期間 2007 年 7 月 1 日から 2012 年 6 月 30 日までの期間に間伐が行われる林分を対象とする。

クレジット発行期間内に本プロジェクト対象地の土地転用はない。また施業計画期間内に主伐は計画されていない。

■条件 3

本プロジェクト対象地は森林施業計画の認定を受けており、持続的な森林経営の対象地である。

【法令遵守状況】

森林・林業基本法、森林法、間伐等促進法に該当し、それぞれの法令を遵守している。

【採用技術】

機器名	メーカー名	型番・名称	備　考
面積測量機器	(有)牛方	S-32N	面積測量用
	㈱ニコン・トリンブル	Pro XT	面積測量用
面積計算 CAD ソフト	㈱マイクロシステム	森発見プロ	面積計算用
緯度経度測定(GPS)	ニコン・トリンブル	Pro XT	プロットの緯度経度測定
樹高測定機器	LASER TECHNOLOGY	TRUPULSE 360° D	樹高測定用
胸高直径測定器	財団法人日本森林林業振興会	はさみ尺	胸高直径測定用
チェーンソー	シングウ	SV3810　他	チェーンソー、伐採
刈払機	ロビン	NB3220AU　他	伐採、枝払い、玉切り、集積

【モニタリング方法】

モニタリング項目	測定方法の詳細
活動量	間伐が行われた少班ごとに、コンパス測量を実施
拡大係数	京都議定書 3 条 3 項及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書に基づく方法
地下部率	
容積密度	
炭素係数	
幹材積の年間成長量	「京都府民有林　スギ・ヒノキ人工林収穫予想表及び材積表（P.125～P.138）」（平成 18 年 3 月　京都府林業試験場）、「林分材積表、地位判定基準表（P.4～P.7）」（昭和 58 年　和歌山県農林部林政課）を参照
地位級	対象となっている小斑について、モニタリングガイドラインに従って、上層樹高を測定し、地位級を特定

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論 No.R001 ver.4.1 に示される吸収量の算定式に準拠している。

【モニタリング体制】
下記の図の通り、モニタリング体制を整えている。

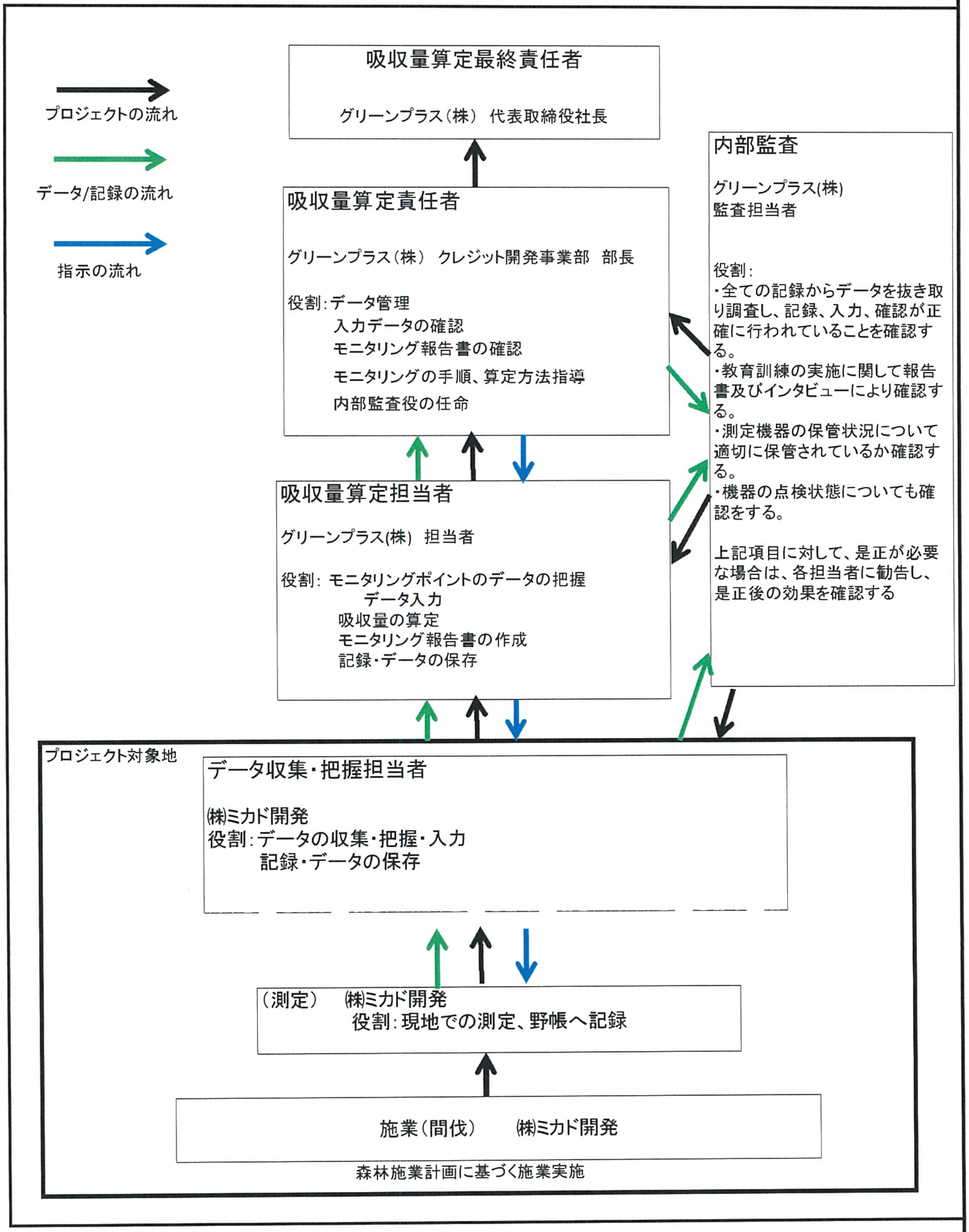

【QA / QC体制】

(1) 教育・訓練
モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育・訓練を実施する。
具体的には、モニタリング体制、モニタリング手順、測定器の点検（同型コンパスを用いてのチェック）、
建物など樹木以外を測定しての樹高測定機器のチェック等）・維持管理の方法等についての説明を行う。

グリーンプラス(株)と株式会社ミカド開発とで相互研修を行う。
（モニタリング実施前、第1回は2011年7月第4週又は5週の中で予定）
■研修内容：
グリーンプラス→ミカド開発
・モニタリング方法(プロット調査の手順等)
・記録・データの管理・保存方法
・使用機器の保管についての確認
・CO2吸収量算定の概念説明
ミカド開発→グリーンプラス
・森林整備技術（特にスギの人工林について）
・森林整備機材の取り扱い方法
・補助金などの各種関連法の説明

(2) 情報の管理・保管
検証機関が純計算量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した
全てのデータを文書化し、プロジェクト期間終了後10年間（平成35年3月31日まで）電子データとして保管する。
■管理・保管される文書、記録及び電子データ
・教育資料、報告書　・電子データ、文書　・モニタリング記録
・モニタリング報告書　・監査計画書、報告書　・各種証拠書類のコピー
■保管方法
電子データ以外のものについては、吸収量算定担当者が施錠可能なロッカーにて管理保管する。
電子データについては、グリーンプラス㈱の共有サーバーに保管し、ファイアウォール、パスワード
でのセキュリティ対策を行う。
バックアップについては、保管責任者のPCにバックアップを作成し、パスワードにてセキュリティ
対策を行う。

(3) データの確認
吸収量算定担当者は、データ入力後に条件の近い林分におけるデータと比較して、
入力ミスや異常値がないかを確認する。
吸収量算定責任者は、データの集約、データの管理、データの確認、野外調査帳と
算定ファイル等に入力ミスがないか確認し、ダブルチェックを徹底する。

(4) 内部監査
吸収量算定責任者は、定期的(モニタリングの実施ごと)に、内部監査委員を任命し、任命された者が
監査を行い以下の役割を果たす。
① 全ての記録からデータをランダムに取り出して（無作為抽出調査）、定められた手順で、記録、入力、
確認が行われていることを確認する。
② 全ての記録からデータをランダムに取り出して（無作為抽出調査）、モニタリング報告書に表示された事項に対し、
方法論や本ガイドラインに準拠して適正に作成されていることを確認する。
③ 添付資料やモニタリング時に使用した野帳などの文書・記録及びデータの管理・保管が
適切に行われているかを確認する。
④ 教育訓練が適切に行われているか、実施報告書及び対象者へのインタビューにより確認する。
⑤ 前回の是正要求事項に対して適切な処置が行われているかを確認する。

(5) 測定機器の維持・管理
樹高測定器・面積測定器を適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検、キャリブレーションを
実施する。実施記録・管理は株式会社ミカド開発が行う。

資料：森林管理プロジェクト用モニタリ方法ガイドライン（4cj：Ver.3.0）、
本プロジェクト用モニタリングマニュアル(グリーンプラス：Ver.1.0)、
マネジメントシステム進化論（中山康弘：2009）秋田県間伐技術指針、組合担当者作成資料。

プロジェクト実施場所	■京都府船井郡京丹波町				
	モニタリングポイント No.	林班	小班	住所	面積 ha
	京-01	001	01-001-01	曽根清長	0.11
	京-02	001	02-003-05	院内粟谷 9	0.27
	京-03	001	02-003-06	院内粟谷 9	0.28
	京-04	001	02-003-08	院内粟谷 9	0.55
	京-05	001	02-004-01	院内粟谷10	0.51
	京-06	001	02-004-02	院内粟谷10	0.01
	京-07	001	02-004-04	院内粟谷10	0.27
	京-08	001	02-004-07	院内粟谷10	0.85
	京-09	001	02-005-02	院内粟谷11	0.57
	京-10	001	02-005-05	院内粟谷 11	1.57
	京-11	001	02-005-06	院内粟谷 11	0.13
	京-12	058	01-001-01	院内谷山 1	0.62
	京-13	058	01-002-02	院内谷山 2	1.58
	京-14	058	01-064-01	院内谷山 76	0.84
	京-15	058	01-027-01-2	院内谷山 74	1.46
	京-16	058	01-027-01-3	院内谷山 74	1.02
	京-17	059	01-047-02	曽根中上 109	0.41
	京-18	101	01-9-2	八田西ノ本 63	0.97
	京-19	101	01-9-4	八田西ノ本 63	0.76
	京-20	101	01-9-6	八田西ノ本 63	1.70
	京-21	101	01-9-9	八田西ノ本 63	5.74
	京-22	101	01-9-12	八田西ノ本 63	0.76
	京-23	101	01-9-15-1	八田西ノ本 63	1.53
	京-24	101	01-9-15-2	八田西ノ本 63	1.46
	京-25	101	01-9-17	八田西ノ本 63	0.54
	京-26	101	01-9-19	八田西ノ本 63	0.22
	京-27	101	01-9-21	八田西ノ本 63	2.60
	京-28	101	01-9-22	八田西ノ本 63	1.38
	京-29	101	01-9-23	八田西ノ本 63	0.33
	京-30	101	01-9-25	八田西ノ本 63	4.51
	京-31	101	01-9-26	八田西ノ本 63	0.87
	京-32	101	01-9-27	八田西ノ本 63	1.33
	京-33	101	01-9-28	八田西ノ本 63	0.62
	京-34	101	01-9-30	八田西ノ本 63	1.20
	京-35	101	01-9-32	八田西ノ本 63	2.56
	京-36	102	01-3-1	八田西ノ本 63-オツ	2.06
	京-37	102	01-4-4	八田西ノ本 63	3.28
	京-38	102	01-4-5	八田西ノ本 63	0.44
	京-39	102	01-4-6	八田西ノ本 63	0.53
	京-40	102	01-4-9	八田西ノ本 63	0.57
	京-41	102	01-4-10	八田西ノ本 63	2.13
	京-42	102	01-4-11	八田西ノ本 63	2.59
	京-43	103	01-4-12	八田西ノ本 63	0.96
	京-44	103	01-36-1	小野雨石 34-1	0.31
	京-45	103	01-36-2	小野雨石 34-1	0.54
	京-46	103	01-36-3	小野雨石 34-1	3.08
	京-47	103	01-36-4	小野雨石 34-1	0.37
	京-48	103	01-36-5	小野雨石 34-1	16.22
	京-49	103	01-36-6	小野雨石 34-1	2.51
	京-50	103	01-36-7	小野雨石 34-1	0.28
	京-51	103	01-36-8	小野雨石 34-1	0.79
	京-52	121	01-007-04	中台岩谷 1-12	0.13
	京-53	121	01-007-05	中台岩谷 1-12	0.74
	京-54	121	01-007-06	中台岩谷 1-12	0.93
	京-55	121	01-007-07	中台岩谷 1-12	0.64
	京-56	121	01-007-08	中台岩谷 1-12	1.13
	京-57	121	01-007-09	中台岩谷 1-12	1.51
	京-58	121	01-018-03	中台岩谷 1-27	0.38
	京-59	121	01-018-04	中台岩谷 1-27	0.66

京-60	121	01-018-05	中台岩谷 1-27	1.18
京-61	121	01-018-06	中台岩谷 1-27	0.93
京-62	121	01-018-07	中台岩谷 1-27	1.48
				86.50

■和歌山県西牟婁郡串本町

モニタリングポイントNo.	林班	小斑	住所	面積 ha
串-01	45 ニ	008-0-14-22	田並上字荒木谷 945 番	7.16ha
串-02	45 ニ	010-0-14-22	田並上字荒木谷 945 番	0.60ha
串-03	45 ニ	010-1-14-22	田並上字荒木谷 945 番	0.61ha
串-04	45 ニ	011-0-14-22	田並上字荒木谷 945 番	0.16ha
串-05	45 ニ	011-1-14-22	田並上字荒木谷 945 番	0.16ha
串-06	45 ヘ	009-0-14-21	田並上字荒木谷 927 番	0.40ha
串-07	45 ヘ	009-1-14-21	田並上字荒木谷 927 番	0.70ha
串-08	45 ト	007-0-14-20	田並上字田之谷 913 番	0.50ha
串-09	49 ホ	013-0-14-10	田並上字田之郷 475 番	0.24ha
串-10	50 イ	009-0-14-10	田並上字亀石谷 420 番 4	1.43ha
串-11	51 ロ	001-0-14-07	田並上字土木之谷 401 番	0.14ha
串-12	51 ロ	005-0-14-07	田並上字土木之谷 401 番	2.58ha
串-13	51 ロ	005-1-14-07	田並上字土木之谷 401 番	0.65ha
串-14	51 ロ	007-0-14-07	田並上字土木之谷 401 番	0.07ha
串-15	51 ロ	008-0-14-07	田並上字土木之谷 401 番	2.03ha
串-16	51 ハ	002-0-14-07	田並上字土木之谷 401 番	1.52ha
串-17	51 ハ	004-0-14-07	田並上字土木之谷 401 番	9.87ha
串-18	51 ニ	004-0-14-08	田並上字土木之谷 401 番	1.27ha
串-19	51 ニ	005-0-14-08	田並上字土木之谷 401 番	1.41ha
串-20	51 ニ	006-1-14-08	田並上字土木之谷 401 番	1.27ha
串-21	51 ニ	008-0-14-08	田並上字土木之谷 401 番	1.46ha
串-22	51 ホ	001-0-14-08	田並上字土木之谷 401 番	0.40ha
串-23	51 ホ	005-0-14-08	田並上字土木之谷 401 番	0.76ha
串-24	51 ホ	010-0-14-08	田並上字土木之谷 401 番	3.20ha
串-25	52 イ	001-0-14	田並上字土木之谷 401 番	1.28ha
串-26	52 イ	001-1-14	田並上字土木之谷 401 番	1.28ha
串-27	52 イ	002-0-14	田並上字土木之谷 401 番	1.67ha
串-28	52 イ	002-1-14	田並上字土木之谷 401 番	1.67ha
串-29	53 イ	009-0-14	田並上字亀石谷 420 番 4	2.13ha
串-30	53 ロ	002-0-14	田並上字亀石谷 420 番 3	0.10ha
串-31	53 ロ	008-0-14	田並上字亀石谷 420 番 3	0.13ha
串-32	53 ハ	006-0-14	田並上字亀石谷 403 番	0.05ha
串-33	53 ハ	008-0-14	田並上字亀石谷 403 番	0.13ha
串-34	53 ハ	016-0-14-07	田並上字亀石谷 403 番	0.97ha
串-35	53 ニ	003-0-14-07	田並上字亀石谷 403 番	4.97ha
串-36	53 ニ	004-0-14-07	田並上字亀石谷 403 番	1.69ha
串-37	53 ニ	004-1-14-07	田並上字亀石谷 403 番	1.67ha
串-38	53 ニ	004-2-14-07	田並上字亀石谷 403 番	0.23ha
串-39	53 ホ	001-0-14-07	田並上字山口 378 番、379 番	0.25ha
串-40	53 ホ	002-0-14-07	田並上字山口 378 番、379 番	0.40ha
串-41	53 ホ	003-0-14-07	田並上字山口 378 番、379 番	9.30ha
串-42	53 ホ	003-1-14-07	田並上字山口 378 番、379 番	1.09ha
串-43	53 ホ	004-0-14-07	田並上字山口 378 番、379 番	2.00ha
串-44	53 ホ	005-0-14-07	田並上字山口 378 番、379 番	0.35ha
串-45	53 ホ	006-0-14-07	田並上字山口 378 番、379 番	0.51ha
串-46	53 ホ	009-0-14-07	田並上字山口 378 番、379 番	0.45ha
				70.91ha

プロジェクト対象面積		157.41ha					
プロジェクト期間		2009年 7月 1日 ～2013年 3月31日(3年10ヶ月)					
クレジット期間		2009年 4月 1日 ～2013年 3月31日					
プロジェクト計画開始届提出日		2011年 9月 5日					
妥当性確認終了日		2011年 9月 16日					
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2	0.00	193.36	233.02	580.45	780.09	1,786
適用モニタリング方法ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用） ver.3.0					
適用方法論	方法論番号	R001ver.4.1					
	方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					

ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）	印

ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） **【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ☑ ホームページ
  ホームページ URL： http://green-plus.co.jp/doublecount.html
- ☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- ☐ その他 具体的に：

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名：
- ☐ その他
  具体的に：

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

特になし

以 上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23年10月11日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
日本の自然遺産ー京丹波の名水と熊野の森を守る CO2 森林吸収プロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	SGS ジャパン株式会社　印		
担当部署名	認証サービス事業部　森林認証部		
責任者名	今泉　俊一		
責任者 E-mail	shunichi-imaizumi@sgs.com		
責任者電話番号	045-330-5047		
審査員名[i]	今泉　俊一/主任検証員（チームリーダー） 矢口　哲三/主任検証員（レビューアー）		
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認機関としての登録を受けています。		
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 10 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度 妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.0		
妥当性確認期間	**2011 年 9 月 6　日～2011 年 10 月 10 日**		
現地審査	有	期間	2011 年 9 月 14 日～2011 年 9 月 16 日
	審査内容	グリーンプラス株式会社による間伐による温室効果ガス吸収源事業（日本の自然遺産ー京丹波の名水と熊野の森を守る CO2 森林吸収プロジェクト）に対し、提出されたプロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトについて、合意された妥当性確認の範囲、目的及び基準に基づき、合理的保証を付与する水準にて妥当性確認を実施した。その結果、プロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト・方法論（R001・JRAM001）に依拠して作成さ	

		れており、全ての重要な点に関して適正であり、妥当であると判断した。 最終版のモニタリング計画書において修正されたデータに基づき算定されたプロジェクト全体の不確かさは 5.0%であり、重要性の判断基準である 10%未満であることを確認した。 以上より、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。
プロジェクト情報 （A･B）	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、プロジェクト計画書に記載されたプロジェクト情報について検討を行った結果、重要性の点から適正に表示されており、プロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト･方法論（R001・JRAM001）に依拠して作成されていることを確認した。	
適格性要件（C）	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、プロジェクト計画書に記述された方法論は、ポジティブリストにおいて要求される適格性要件の全てを満たしていることを確認した。	
排出量･吸収量算定 （Ⅰ・Ⅱ）	モニタリング計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、モニタリング計画書に記載されている吸収量算定式及び結果は、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト･方法論（R001・JRAM001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。	
モニタリング計画 （Ⅲ～Ⅵ）	モニタリング計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、モニタリング計画書の内容は、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト･方法論（R001・JRAM001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。	
その他(D)	プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、関連許認可及び関連法令等の遵守状況等について、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト･方法論（R001・JRAM001）に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。	
機関の見解 （サマリー･結論）	グリーンプラス株式会社による間伐による温室効果ガス吸収源事業（日本の自然遺産－京丹波の名水と熊野の森を守る CO2 森林吸収プロジェクト）に対し、提出されたプロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトについて、合意された妥当性確認の範囲、目的及び基準に基づき、合意的保証を付与する水準にて妥当性確認を実施した。その結果、申請書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリ	

	スト･方法論（R001・JRAM001）に依拠して作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると判断した。 最終版のモニタリング計画書において修正されたデータに基づき算定されたプロジェクト全体の不確かさは 5.0%であり、重要性の判断基準である10%未満であることを確認した。 以上より、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間 2011年9月12日～2011年9月26日 コメント 特になし。 妥当性確認機関の見解 特になし。

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局：気候変動対策認証センター)御中

平成23年10月11日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
秋田市 ： 秋田杉　森林吸収 J－VERプロジェクト PART Ⅱ			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	秋田市(アキタシ) 秋田市長　穂 積　　志　　印		
住所	〒010-8560 秋田市山王一丁目1－1		
代表者氏名	穂 積　　志	代表者役職	秋田市長
担当者氏名	長谷川　覚	担当者 所属部署・役職	農林部農地森林整備課 主 席 主 査
担当者 E-mail	ac791377@city.akita.akita.jp	担当者電話番号	018-866-2117
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	秋　田　市		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	 以下のうち当てはまる項目に☑ ☒ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☒ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社　JACO　CDM		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 秋田市は、オフセット・クレジット(J-VER)を取得・販売し、その追加的資金を活用して、持続可能な森林経営による森林整備の促進を図ることを目的とするとともに、市のHPや広報を活用し、環境・地球温暖化対策の重要性、さらに温室効果ガスの削減や吸収は自らの努力が必要であるという市民意識の醸成を図ります。 【適格性基準との整合性】 C．1　ポジティブリストの番号 ： No. R001 Ver. 4．1 C．2．1　条件1 ： 対象地は、森林法第5条に規定される地域森林整備計画対象森林に含まれる。 C．2．2　条件2 ： ①プロジェクト対象地は、森林施業計画、空中写真で対象地の位置、森林施業計画内に収まっていることを確認した。 ②クレジット発行期間内に森林施業計画において、プロジェクト対象地の転用および主伐の計画はない。また、モニタリング・検証にあたっては伐採届を提出する。 ③間伐率は森林施業計画に定めた、概ね20～30％で実施する。 ④プロジェクト対象林は、2011年度の間伐を実施した林分を対象とする。 C．2．3　条件3 ： 秋田市森林施業計画は、秋田市森林整備計画に適合するものとして、秋田県知事により認定されている。なお森林整備計画の長期の方針に基づき計画的に間伐を実施し、適切な管理に努め持続的な森林経営を図る。 【法令遵守状況】 森林・林業基本法（第9条）、森林法（第5条、第11条・第25条）を遵守する計画となっている。 【採用技術】 ・ 間伐の実施 ： 定性間伐とし、チェーンソー等によって行う。 ・ 間伐面積の測定 ： ポケットコンパス S－28（牛方商会：牛型式半円高度分度式）によって行う。 ・ プロット調査 ： 樹高測定はLaser Technology社製（アメリカ）TRUPULSE200で行う。 ・ 胸高直径の測定は輪尺で行う。

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	【モニタリング方法】 モニタリングにおける活動量(面積)は、補助金及び起債事業の導入に伴い、秋田県造林補助事業実施要領第11条に従い小班毎に、実測（森林測量）に基づく方法で(閉合差5／100)以内の精度で実施し、秋田県の確認審査を受けるものである。 モニタリングポイントは市内6地区に分かれていることから、モニタリングプロットは、林況・方位・標高・地形などの条件を考慮に15のグループ化を図り計15箇所にモニタリングプロットを設定する。地位級の特定はモニタリングプロットの毎木調査のデータを「秋田県民有林スギ人工林収穫予想表等に関する基礎調査書(昭和 55 年 3 月　秋田県林務部)」の地位級別樹高曲線に代入し特定する。特定した地位に従い、適切な収穫予想表を選択し、幹材積の蓄積量を算出する。吸収量算定に必要な拡大係数、容積密度、地上部に対する地下部の比については「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」の値を使用する。また、写真撮影はモニタリング方法ガイドラインに則って行う。 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 オフセット・クレジット（J－VER）制度の「モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）（Ver.3．0）に基づき実施するため、GHG算定式の方法論に準拠している。 【モニタリング体制】 ・モニタリングの実施は、農林部　農地森林整備課　林務担当と整備担当の各オフセット・クレジット担当者が、業者委託（間伐及びモニタリング委託業者：秋田中央森林組合）により行う。 ・モニタリング報告書の作成は、モニタリング同様、農林部　農地森林整備課　林務担当と整備担当の各オフセット・クレジット担当者が行い、林務担当　副参事がデータチェック・報告書の内容確認を行い、それを受け吸収量算定確認者である同課　オフセット・クレジット担当参事が確認後、同課　整備担当参事のクロスチェックを受け、吸収量算定部門責任者である農地森林整備課長が報告書の確認を行い承認後、最終確認者である吸収量算定確認者　農林部長の承認を得る。 ・プロジェクト全体の内部監査は、農林部　農林総務課長が行う。 【QA / QC 体制】 ・教育訓練　：　オフセット・クレジット担当者はもとより、組織内関係者及び委託業者に対して、モニタリング体制・モニタリング手順、測定機器の維持管理の在り方、野帳や報告書の記載方法等について研修、説明会を行いモニタリング精度・信頼性の向上に努める。 ・情報の管理　：　吸収量を算定したデータを電子媒体（エクセル形式）及び紙資料として保存する。管理は農地森林整備課　林務担当　副参事（オフセット・クレジット担当）が行い、データの管理期間は平成 35 年 3 月 31 日までとする。 ・データの確認　：　データは農林部　農地森林整備課　オフセット・クレジット担当参事が行い、農林部　農地森林整備課　整備担当　参事がクロスチェックを行い、

	確認はモニタリング報告書の作成された時点に行う。 ・内部監査　：　プロジェクト計画が適切に実施されているかについて内部監査を実施する。実施者は農林部　農林総務課長とし、監査時期はデータ確認チェックが行われ、モニタリング報告書が作成された時点に行う。 ・測定機器の点検管理　：　農林部　農地森林整備課　オフセット・クレジット担当者と受託業者である秋田中央森林組合担当者が測定器を屋内の適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検・キャリブレーションを実施し記録・管理する。
プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 秋田市金足黒川字逆川4 秋田市上新城五十丁字潤金 1-2 秋田市上新城道川字入ヶ沢 119-1 秋田市濁川字東沢 57 秋田市添川字東台沢 25　秋田市添川字湯沢 126 秋田市添川字湯沢台 1-4　秋田市山内字田中 189/204 秋田市太平八田字猿田沢 46-2　秋田市太平八田字金山2 秋田市太平八田字二手ノ又 49　秋田市太平黒沢字矢櫃 5・5-2・3 秋田市太平黒沢字牛舞沢 31-2　秋田市太平山谷字谷山 40 秋田市上北手古野字早坂 55 秋田市下浜八田字神田 89-1/90-1　秋田市下浜八田字杉沢 119-6 秋田市下浜長浜字上中沢 54/65-2　秋田市下浜長浜字鳥田 34 秋田市下浜羽川字権現沢 61-1　秋田市下浜名ヶ沢字ハジカミ沢 1-1 秋田市下浜名ヶ沢字小湊 35-　秋田市下浜羽川字サシドリ長根 1-1 秋田市下浜羽川字柏木長根 1-1　秋田市下浜羽川字仏の沢 1-1
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	161．66ha
プロジェクト期間	2011年4月1日～　2013年3月31日（2年0ヶ月）
クレジット期間	2011年4月1日～　2013年3月31日
プロジェクト計画開始届提出日	2011年9月6日
妥当性確認終了日	2011年9月28日

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2	－	－	－	2，219	2，160	4，379

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （　森林管理プロジェクト　ver. 3．0	
適用方法論	方法論番号	No. R 001ver.4．1
	方法論名称	森林活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<table>
<tr><th colspan="3">ダブルカウントの防止措置</th></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td>（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）</td><td>印</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td colspan="2">以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☒ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています

類似制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：＿＿＿＿＿＿＿＿

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☒ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 ☒ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 ☒ ホームページ ホームページURL: http://www.city.akita.akita.jp/ ☐ 出版物　（環境報告書/定期刊行物） ☒ その他　具体的に:　広　報　あ　き　た（月　2　回　発　行） ☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 **【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】** ☐ 公的な報告・公表制度には参加していません。 ☒ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 ☒ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。 ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: ☐ その他 具体的に: ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 ☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 23年 10月 11日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
秋田市:秋田杉 森林吸収J－VERプロジェクト PART Ⅱ			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	株式会社 JACO CDM		印
担当部署名	事業推進部		
責任者名	田中 辰雄		
責任者 E-mail	tanaka-t@jaco.co.jp		
責任者電話番号	03-5572-1753		
審査員名[i]	審査員: 湯口 峻宏 (リーダー) 審査員: 萬里小路 明秀 レビュー担当者: 田中 辰雄		
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認機関として登録しており、合致している。		
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 11 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.0		
妥当性確認期間	**2011 年 4 月 1 日～ 2013 年 3 月 31 日**		
現地審査	☒有 ☐無	期間	2011 年 9 月 14 日～ 2011 年 9 月 15 日
	審査内容	最初にオープニングミーティングにて参加者の挨拶、紹介、スケジュール確認及び審査の進め方を説明し、審査開始。審査は事前に文書レビューを行なって作成したチェックリストに基づき、質疑応答、審査による追加確認事項の証拠書類の確認、収集を行なった。またプロジェクト対象地でのモニタリングポイント及びモニタリングプロット予定地の実査、測定機器キャリブレーション、測定デモを視察し、確認を行なった。	

<table>
<tr><td></td><td></td><td>現地机上審査、プロジェクト対象地の実査、確認後、審査チームによる当日所見報告を説明し、所見内容、追加確認事項の回答納期等について協議、合意を得て修了した。</td></tr>
<tr><td>プロジェクト情報
（A・B）</td><td colspan="2">計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J−VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</td></tr>
<tr><td>適格性要件（C）</td><td colspan="2">プロジェクト計画書、証拠書類などを文書上で確認し、実査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書における方法論の適用は実施規則及び方法論 No.R001 Ver.4.1 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及び実査において判明した範囲において、プロジェクト計画は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J−VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。

条件 1:プロジェクト実施地が森林法第 5 条に定める森林であることが明確に記述されており、妥当と判断される。
条件 2:プロジェクト実施地において行なわれる施業は、以下の 3 つの条件を満たす施業であることが求められている。
(1) 森林施業計画単位であること。クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画において転用及び主伐が計画されていないこと。（ただし森林施業計画単位でのプロジェクト申請が困難な場合は、追加的な制約条件を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとする）
(2) 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき施業（間伐）されたものであること。
(3) 2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされていること。
本プロジェクトにおける施業は、森林施業計画認定書（認定番号 秋農 22-2 平成 23 年 2 月 10 日）に認められた森林施業計画書 秋田市（平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）に基づくものであり、当該森林施業計画において転用や主伐は計画されていない。
また本プロジェクトは森林施業計画の間伐対象地のみを抽出するものであるが、森林施業計画の全体の写しが提出されており、また当該森林施業計画中において土地の転用や主伐は計画されていないため、間伐対象地のみをプロジェクト対象地として抽出する場合の追加的な制約条件を満たしている。
また当該森林施業計画の計画期間は 2018 年 3 月 31 日までとなっており、2013 年 3 月 31 日までの森林施業計画は策定されている。
以上から、本プロジェクトは条件 2 に適合しており、妥当と判断される。
条件 3:森林施業計画に計画されている施業に関しては、森林施業計画が秋田県知事により認定されているため妥当と判断される。</td></tr>
</table>

排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）

計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画における吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また当プロジェクトのモニタリング計画は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。施業年と吸収量算定年につき、J-VER 制度モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）I-7の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており妥当と判断される。

吸収量の計算結果は下記の通りである。

2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	合計 (t-CO2)
―	―	―	2,219	2,160	4,379

注:合計値は各年度吸収量を集計後、整数化（小数点以下を切り捨て）

モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）

計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画書は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。

純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QC について妥当であると判断される。

モニタリング計画書は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。

その他(D)

計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるその他事項において重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。

機関の見解（サマリー・結論）

オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則(Ver. 3.2)に基づいて実施された妥当性確認の範囲で、妥当性確認プロセス及び手順を進めた結果、グリーンプラス株式会社が実施する当該プロジェクトは、方法論の適格性基準を満たしていることが確認された。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の 10%未満という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対してオフセット・クレジット（J-VER）認証委員会による登録を行なうことを推奨する。

パブリックコメントの概要

パブリックコメントの募集期間

2011年9月9日～2011年9月22日

コメント

　意見募集期間中に受領した意見はなかった。

妥当性確認機関の見解

　問題なし。

---

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

資料5

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23年10月3日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
釧路湿原におけるサン・クロレラ社有シラカバ林の森林吸収プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	株式会社サン・クロレラ		印
住所	京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 369 番地		
代表者氏名	中山　哲明	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	本田　学	担当者 所属部署・役職	総務部
担当者 E-mail	honda@sunchlorella.co.jp	担当者電話番号	075－288－3000
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社サン・クロレラ		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	株式会社サン・クロレラ		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☐ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人　日本品質保証機構		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 クロレラを通じて健康な暮らしといきいきとした社会づくりを目指すサン・クロレラが北海道釧路湿原を一望するシラカバの森を健全な状態で管理すること、また温室効果ガスの吸収率を継続的に増大させることを目的とする。 【適格性基準との整合性】 C.2.1 条件1　プロジェクト実施地は、釧路根室地域森林計画に定められた民有林であり、森林法第5条に定める森林である。 C.2.2 条件2　・プロジェクトは、㈱サン・クロレラの森林施業計画書(単独)（認定番号釧路町22-4号）の森林を対象としており、森林施業計画単位である。 ・森林施業計画は、2010年12月1日からであり、2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業（間伐）されたものである。 ・森林施業計画は、2015年11月30日までの計画であり、2013年3月31日までの計画策定がなされている。 C.2.3 条件3　施業計画の認定番号　釧路町22-4号 釧産（農）第205号　平成22年11月24日　釧路町長 （プロジェクト期間に係るすべての施業計画について認定番号を記載） 【法令遵守状況】 ・森林・林業基準法（第9条森林所有者としての債務） ・森林法（第5条地域森林計画） 【採用技術】 （下表参照） 【モニタリング方法】 活動量は、コンパスにより実測 拡大係数は、「京都議定書3 条3 及び4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の値を使用 【GHG算定式の方法論への準拠性】 すべて準拠 【モニタリング体制】 モニタリング計画書（プロジェクト計画書別紙）の、 Ⅳ. モニタリング体制図の表を貼付 【QA / QC体制】 モニタリング計画書（プロジェクト計画書別紙）の、 Ⅴ. 品質保証（QA）及び品質管理（QC）

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
GIR1600	SOKKIA	7年	平成23年5月	面積測量機器
PA600Ⅱ	UNITECH	7年	平成23年5月	
GEO SKETCH2	TIMBERTECH	7年	平成23年5月	
VERTEX Ⅳ	VERTEX	7年	平成23年5月	樹高測定器
輪尺	不明	10年	平成23年5月	胸高直径測定器

2 プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 北海道釧路郡釧路町字達古武 13 番 14
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	83.16 ㎡
プロジェクト期間	2011 年　4 月 1 日　～　2013 年 3 月 31 日（3 年 0 ヶ月）
クレジット期間	2011 年　4 月 1 日　～　2013 年 3 月 31 日
プロジェクト計画開始届提出日	2011年　8月26日
妥当性確認終了日	2011年　9月15日

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2			257	558	586	1401

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （　　　　　　　　　プロジェクト用）　ver.	
適用方法論	方法論番号	NO.R　001　ver　4.1.
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）

ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）	印

3 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置内容	**以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。** **（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）** **【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** □　類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □　以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** □　当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 □　森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 □ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 □ ホームページ ホームページURL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 出版物 （環境報告書/定期刊行物） □ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 **【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】** □ 公的な報告・公表制度には参加していません。 □ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています □ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 □ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。 □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以　上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23 年 10 月 3 日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
釧路湿原におけるサン・クロレラ社有シラカバ林の森林吸収プロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	一般財団法人　日本品質保証機構　（JQA）　印		
担当部署名	地球環境事業部		
責任者名	矢野　忠行		
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp		
責任者電話番号	03-6212-9333		
審査員名[i]	検証担当者　：野村　祐吾（検証チームリーダー） 外部専門家　：なし レビュー担当者　：前垣内　正記（テクニカルレビュー） 黒田　邦夫（プロセスレビュー）		
機関要件への合致	合致		
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 3 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	<u>オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.0</u>		
妥当性確認期間	2011 年 9 月 8 日～ 2011 年 10 月 3 日		
現地審査	□　有 ~~□　無~~	期間	2011 年 9 月 14 日（釧路社有林）

	審査内容	デスクレビュー（フェーズ1審査）の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するヒアリング、書類及び現地確認（フェーズ2審査）を行った。審査ポイントは以下の通りである。 ＜GHGデータ及び情報＞ ・　プロジェクトの活動境界の設定 ・　プロジェクト活動に関係するすべての吸収・排出活動 ・　プロット地点の選定 ・　パラメータの引用 ＜QA・QC体制＞ ・　モニタリング体制及び算定体制 ・　モニタリング担当者の教育訓練方法 ・　データチェックの実施方法 ・　計測機器の管理方法
プロジェクト情報（A・B）	記載内容が適切であることを確認した。	
適格性要件（C）	適格性要件（R001 ver.4.1）を満足することを確認した。	
排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）及び方法論（R001 ver.4.1）を満足し、適切な内容であることを確認した。	
モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）	モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）及び方法論（R001 ver.4.1）を満足し、適切な内容であることを確認した。	
その他(D)	記載内容が適切であることを確認した。	
機関の見解（サマリー・結論）	一般財団法人 日本品質保証機構（JQA）は、「釧路湿原におけるサン・クロレラ社有シラカバ林の森林吸収プロジェクト」におけるプロジェクト計画書（Ver.1.1）並びにモニタリング計画書（Ver. 1.1）の妥当性を確認した。その結果、本プロジェクト計画書及びモニタリング計画書が、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（Ver.3.2）、モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）及び方法論No.R001（Ver.4.1）により定められた適格性基準・方法論詳細に依拠して作成されていることを確認し、不確かさ及び誤りの評価結果が 9.2%となり、重要性の判断基準の 10%未満であることから、妥当性確認意見は無限定適正意見であることを表明する。	

パブリックコメントの概要

パブリックコメントの募集期間：2011年9月9日～22日

コメント：該当なし

妥当性確認機関の見解：－

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

環境省・オフセット・クレジット（J−VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23年10月7日

オフセット・クレジット（J−VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J−VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
南ふらの町有林の間伐促進による CO2 吸収量促進事業			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	南富良野町（ﾐﾅﾐﾌﾗﾉﾁｮｳ）		印
住所	北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地		
代表者氏名	池部　彰	代表者役職	町長
担当者氏名	小室　伸幸	担当者所属部署・役職	産業課林務係主幹
担当者 E−mail	Komuro.nobuyuki@town.minamifurano.lg.jp	担当者電話番号	0167−52−2178
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J−VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	南富良野町（ﾐﾅﾐﾌﾗﾉﾁｮｳ）		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社　JACO CDM		

1 プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

<table>
<tr><th colspan="2">プロジェクト情報</th></tr>
<tr><td>プロジェクト概要[2]</td><td>
（具体的な内容を簡潔に記載すること。）
【プロジェクトの目的・内容】
目的
本プロジェクトは、北海道南富良野町有林において実施する森林施業によって、健全な森林育成を図ることにより、森林が持つ公益的な機能を高め、持続的にCO2吸収量を維持していくことを目的とします。
オフセット・クレジット制度により、町有林に新たな資産価値を創り出し持続可能な森林整備に繋げ、林業振興を図る。

内容
南富良野町有林のうち、下記樹種と間伐施業面積約 279.32ha を対象として、間伐施業を適切に実施することにより、CO2 吸収を促進する。
・カラマツ、トドマツ、アカエゾマツ、トウヒ

【適格性基準との整合性】
条件1　プロジェクト実施地は森林法第5条が定める森林である。
資料2を参照のこと。
条件2　プロジェクト対象地では、土地の転用は計画されておらず、クレジット期間、それ以降についても森林施業計画書の方針に基づいて適切な森林管理を実施する。
条件3　当該町有林は森林施業計画の認定を受けている。
16-01(変 2-18)　19-01(変 13-23)

【法令遵守状況】
・森林・森林基本法：第9条森林所有者として責務を果たしている。
・森林法：第5条地域森林計画　第11条森林施業計画を策定している。
・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）：遵守している。

【採用技術】
<table>
<tr><th>機器名</th><th>メーカ名</th><th>導入時期</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>GPS</td><td>Trimble Pathfinder Pro XT</td><td>H23.7</td><td>面積測量機</td></tr>
<tr><td>バーテックスⅣ</td><td>ﾊｸﾞﾛﾌ社 VERTEX Ⅳ</td><td>H23.7</td><td>樹高測定器</td></tr>
<tr><td>電子輪尺</td><td>ﾊｸﾞﾛﾌ社 Digitech Professional</td><td>H23.7</td><td>胸高直径測定器</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

2 プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

	【モニタリング方法】 面積：GPSによる実測 地位級・成長量：プロット調査により地位級を特定し、北海道の収穫予想表を使用して成長量を特定する。 ※各種係数については「京都議定書3条3及び4の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の数値を採用 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 該当方法論に記載されている算定式に準拠している。 【モニタリング体制】 南富良野町役場で体制を組む。 ※モニタリング計画書参照のこと 【QA／QC 体制】 （1） 教育訓練 南富良野町役場内ではモニタリング開始前に、責任者、確認者、担当者で勉強会を行い、制度理解を深めプロジェクトを実施する。また、モニタリング開始時に、業務委託先への制度理解を徹底し、事業を実施する。 （2） 情報の保管 使用したデータ・書類は文書化し電子データとして保管する。また、データのバックアップも常時行う。制度利用約款に従い、平成35年3月31日までその保管を行う。 （3） データの確認 データの確認は、正確性を高めるため、複数名によって実施し、その頻度も、1）入力時　2）責任者による確認時等複数回実施を予定している。 （4） 内部監査 吸収量の算定、報告、確認についてガイドラインに適合し、適切に実施がなされているか、モニタリング報告書提出前に、副町長が確認を行う。問題点がある場合には指摘し修正を確認する。 （5） 測定機器の維持・管理 モニタリング業務は外部委託とするが、委託先への制度説明によって、維持管理を徹底する。モニタリング実施都度に点検・管理を行うものとし、測定を行う前に機器の動作確認を行う。
プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 北海道空知郡南富良野町内4地区（北落合・落合・幾寅・東鹿越）における町有林 ※仔細な住所はプロジェクト計画書を参照のこと

<table>
<tr><td><方法論 R001・R002・R003 のみ>
プロジェクト対象面積</td><td colspan="6">279．32ha</td></tr>
<tr><td>プロジェクト期間</td><td colspan="6">2008年 4月 1日 ～ 2013年 3月31日(5年 0ヶ月)</td></tr>
<tr><td>クレジット期間</td><td colspan="6">2008年 4月 1日 ～ 2013年 3月31日</td></tr>
<tr><td>プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2011年 9月 7日</td></tr>
<tr><td>妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2011年10月7日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>183</td><td>442</td><td>549</td><td>881</td><td>1，819</td><td>3，874</td></tr>
<tr><td>適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
（　森林管理プロジェクト用）　ver.3．0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">R001 ver.4．1</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論</td></tr>
<tr><td colspan="7">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)</td><td>印</td></tr>
</table>

3 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☑　類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □　以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名： □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 □　当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑　森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- □ ホームページ
  ホームページURL: http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/
- □ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- □ その他 具体的に:

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- □ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- □ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名:
- □ その他
  具体的に:

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以　上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成　23 年10月 11日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
南ふらの町有林の間伐促進によるCO²吸収量促進事業			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	株式会社　JACO CDM　印		
担当部署名	事業推進部		
責任者名	田中　辰雄		
責任者 E-mail	tanaka-t@jaco.co.jp		
責任者電話番号	03-5572-1753		
審査員名[i]	審査員：湯口　峻宏（リーダー） 審査員：田中　辰雄 レビュー担当者：萬里小路　明秀		
機関要件への合致	暫定的な検証機関として登録されており、合致している		
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 11 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.　2.0		
妥当性確認期間	2008 年 4 月　1 日～　2013 年　3 月　31 日		
現地審査	☒有 ☐無	期間	2011 年　9 月 28 日～　2011 年　9 月 29 日
	審査内容	最初にオープニングミーティングにて参加者の挨拶、紹介、スケジュール確認及び審査の進め方を説明し、審査開始。 審査は事前に文書レビューを行って作成したチェックリストに基づき、質疑応答、審査による追加確認事項の証拠書類の確認、収集を行った。また、プロジェクト対象地でのモニタリングポイント及びモニタリングプロット予定地の実査、測定機器キャリブレーション、測定デモを視察し、確認を行った。 現地机上審査、プロジェクト対象地を実査、確認後、審査チームによる当日所見報告を説明し、所見内容、追加確認事	

		項の回答納期等について協議、合意を得て審査を終了した。
プロジェクト情報（A･B）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。	
適格性要件（C）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書における方法論の適用は実施規則及び方法論 No.R001 Ver.4.1 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。 条件 1：　プロジェクト実施地が、森林法第 5 条に定める森林であることが明確に記述されており、妥当と判断される。 条件 2：　プロジェクト実施地において行なわれる施業が、以下の 3 つの条件を満たす間伐であることが明記されており、妥当と判断される。 (1) 森林施業計画全体の写しが提出され、下記が計画書に明確に記述されている。 ・森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地：クレジット発行対象期間内に、土地転用及び主伐が計画されていない。 ・森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地以外の土地：クレジット発行対象期間内に土地転用がない事等プロジェクト実施地と同様であること。 (2) 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき施業（間伐）されたものであること。 (3) 森林施業計画及びプロジェクト代表事業者が森林及び土地の所有者であることの確認により 2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされていること。 条件 3：　プロジェクト実施地が以下の通り、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。 当該森林施業計画は南富良野町により認定を受けている。	
排出量･吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画における吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また当プロジェクトのモニタリング計画は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。施業年と吸収量算定年につき、J-VER 制度モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）I-7 の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており	

<table>
<tr><td></td><td>妥当と判断される。
吸収量の計算結果は下記である。
<table>
<tr><td>2008 年度</td><td>2009 年度</td><td>2010 年度</td><td>2011 年度</td><td>2012 年度</td><td>合計
(t-CO2)</td></tr>
<tr><td>183</td><td>442</td><td>549</td><td>881</td><td>1818</td><td>3875</td></tr>
</table>
注：各年度吸収量を整数化（小数点以下を切り捨て）</td></tr>
<tr><td>モニタリング計画
（Ⅲ～Ⅵ）</td><td>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画書は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。
純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QC について妥当であると判断される。
モニタリング計画書は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</td></tr>
<tr><td>その他(D)</td><td>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるその他事項において重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</td></tr>
<tr><td>機関の見解
（サマリー・結論）</td><td>オフセット・クレジット（J－VER）制度実施規則(Ver. 3.0)に基づいて実施された妥当性確認の範囲で、妥当性確認プロセス及び手順を進めた結果、グリーンプラス株式会社が実施する当該プロジェクトは、方法論の適格性基準を満たしていることが確認された。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の10%未満という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J－VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対してオフセット・クレジット（J－VER）認証委員会による登録を行なうことを推奨する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">パブリックコメントの概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">パブリックコメントの募集期間
　2011年9月21日～2011年10月4日
コメント
　意見募集期間中に受領した意見はなかった
妥当性確認機関の見解
　問題なし</td></tr>
</table>

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23年10月11日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
広島県県有林における間伐促進プロジェクト ～芸北水源の森　森林吸収プロジェクト～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	広島県（ヒロシマケン）　印		
住所	広島県広島市中区基町 10－52		
代表者氏名	湯﨑　英彦	代表者役職	広島県知事
担当者氏名	西本　健治	担当者 所属部署・役職	農林水産局　森林保全課　専門員
担当者 E-mail	k-nishimoto82817@pref.hiroshima.lg.jp	担当者電話番号	082-513-3694
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名	－		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	広島県（ヒロシマケン） 以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO　CDM		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報

プロジェクト概要[2]

（具体的な内容を簡潔に記載すること。）

【プロジェクトの目的・内容】

当該プロジェクトの目的は、本県県営林においてカーボンオフセット・クレジットを取得し、CO2排出権を企業等へ販売することで得られた収益を活用した森林整備の仕組を構築し、市町有林や私有林等に普及することで人工林の森林整備を加速化することであり、これにより本県における森林吸収源対策をさらに促進するものである。

当該プロジェクトでは、森林施業計画に基づき計画的且つ適期の間伐施業を推進する。

【適格性基準との整合性】

条件1：当該プロジェクト対象地は、森林法第 5 条で規定される地域森林計画の対象森林に含まれる。（大田川地域森林計画　平成 21 年 4 月 1～平成 31 年 3 月 31）
条件2：プロジェクト対象地は平成 35 年 3 月 31 日までの間に転用及び主伐が計画されていない。プロジェクト対象地は平成 23 年に間伐を実施する森林である。プロジェクト対象地が含まれる森林施業計画は平成 23 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までを計画期間とするものである。
条件3：プロジェクト計画書添付資料2－1に示すとおり、北広島町長から認定を受けている。
　施業計画の認定番号：23（北）-1
　施業計画の期間　　：平成 23 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日

【法令遵守状況】

		該当しない	該当する*
1	森林・林業基本法	☐	☑第 9 条森林所有者としての責務 ☐その他（具体的に：　　）
2	森林法	☐	☑第 5 条地域森林計画 ☑第 11 条森林施業計画 ☑第 10 条の 5 市町村森林整備計画
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）	☑	☐
4	種の保存法	☑	☐
5	鳥獣保護法	☑	☐
6	騒音規制法	☑	☐
7	景観法	☑	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☑	☐
9	環境影響評価法	☑	☐

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
TruPulse360	LASER TECHNOLOGY	－	－	面積測量機
TruPulse200	LASER TECHNOLOGY	－	－	樹高測定器
直径メジャー2m	ハイビスカス	－	－	胸高直径測定器
Gp-Pocket ARUQ Juno	Trimble	－	－	GPS

【モニタリング方法】

モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
活動量	実測	実績がある方法であり、正確性が見込めるため。
拡大係数 地下部率 容積密度 炭素比率	公表資料、学術論文等	「京都議定書3条3及び4の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用する。
収穫予想表	文献・資料（行政機関の資料・学術論文等	文献名：資料4①、資料4② 広島県民有林収穫予想表 該当ページ：3～5ページ

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

全て準拠する。

【モニタリング体制】

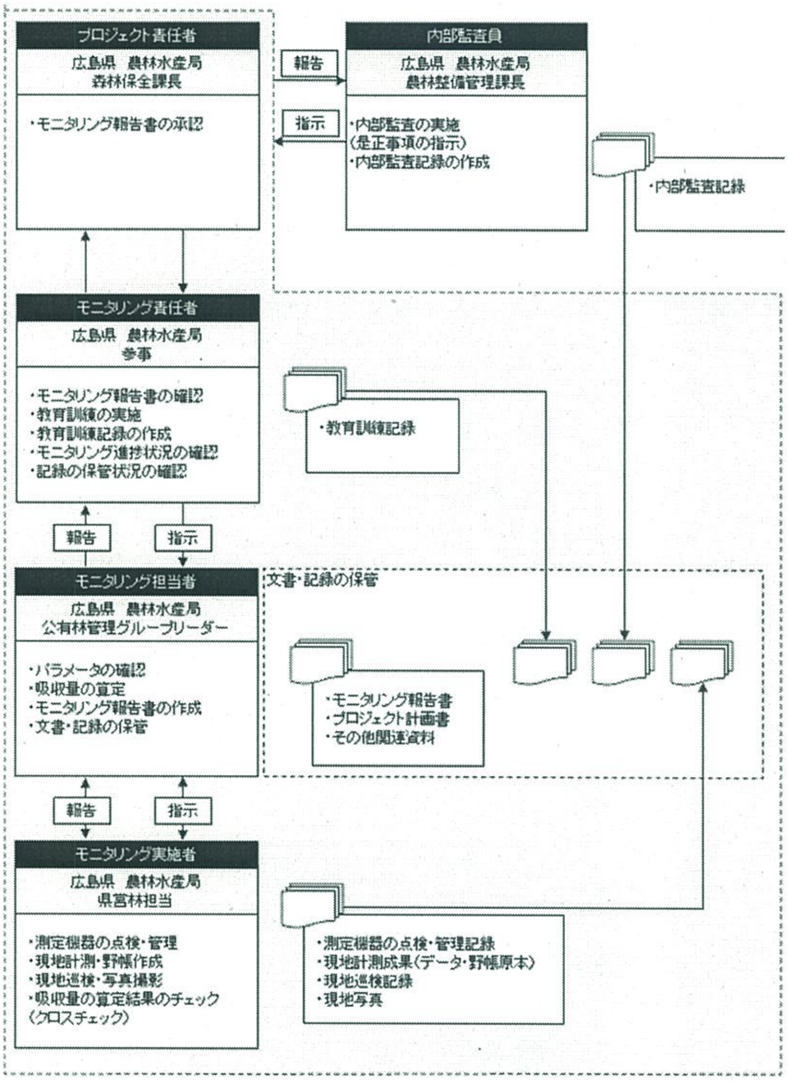

	【QA / QC 体制】 （1） 教育訓練 実施者：モニタリング責任者 対象者：モニタリング担当者、モニタリング実施者 実施内容：J-VER 制度、モニタリング体制・手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法 実施時期：モニタリング実施前 記録保管：モニタリング担当者 （2） 情報の保管 実施者：モニタリング担当者 内容：純吸収量算定に使用した全データ、調査野帳原本、モニタリング報告書、プロジェクト計画書、その他関連資料 保管期間：平成 35 年 3 月 31 日 （3） データの確認 実施者：モニタリング担当者、モニタリング実施者（クロスチェック） 実施内容：収集単位の確認、野外調査票と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数の妥当性の確認、経年的なデータ変化、林分間の比較、恣意的データ・はずれ値の識別 （4）内部監査 実施者：内部監査員 対象者：プロジェクト責任者、モニタリング責任者、モニタリング担当者、モニタリング実施者 実施内容：モニタリングデータ、純吸収量算定方法、純吸収量算定結果、モニタリング報告書 （監査項目）文書・記録保管状況、測定機器の維持・管理状況、教育訓練実施状況 是正措置：モニタリング実施における、純吸収量の算定、報告、チェック等の一連のプロセスで発見された課題や問題点については適切な是正措置をとる。 実施時期：モニタリング報告書作成時 （5）測定機器の維持・管理 実施者：モニタリング実施者 実施内容：適切なキャリブレーションの実施、測定機器の保管 面積測量機：調査実施前にコンパスの正常動作を確認 　　　　　　調査実施時に閉合差 5/100 が達成できない場合、計測を中止 樹高測定器：調査実施前に高さが既知の対象物を計測し、正常動作を確認 　　　　　　測定時は取扱説明書に従い適切に使用する 胸高直径測定器：調査実施前に目視で歪みやねじれがないか確認 GPS：初期設定で誤差の範囲を設定し、その範囲内での計測を実施
プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 【重之尾事業区】広島県北広島町（芸北）橋山重之尾 144-3

<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	46.92ha
プロジェクト期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 3 月 31 日（2 年 0 ヶ月）
クレジット期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 3 月 31 日
プロジェクト計画開始届提出日	平成23年9月14日
妥当性確認終了日	平成23年10月11日

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2	－	－	－	361	357	719

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）　ver.3.0	
適用方法論	方法論番号	No.R001　ver.4.1
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）

ダブルカウントの防止措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要） プロジェクト代表事業者と同一。　印

ダブルカウントの防止措置内容	**以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。** **(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)** **【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ☑　類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。 □　以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています 類似制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** □　当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑　森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。

	【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】 ☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。 あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 ☑ ホームページ ホームページURL：http://www.pref.hiroshima.lg.jp □ 出版物 （環境報告書/定期刊行物） □ その他 具体的に： □ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 **【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】** □ 公的な報告・公表制度には参加していません。 ☑ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています □ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 ☑ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。 □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名： □ その他 具体的に： □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。
備考欄	
特に無し。	

以　上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成　23 年　10月　11日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
広島県県有林における間伐促進プロジェクト ～芸北水源の森　森林吸収プロジェクト～			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	株式会社　JACO CDM		印
担当部署名	事業推進部		
責任者名	田中　辰雄		
責任者 E-mail	tanaka-t@jaco.co.jp		
責任者電話番号	03-5572-1753		
審査員名[i]	審査員：湯口　峻宏（リーダー） 審査員：田中　辰雄 レビュー担当者：萬里小路　明秀		
機関要件への合致	暫定的な検証機関として登録されており、合致している		
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 11日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.　2.0		
妥当性確認期間	**2011 年 4 月　1 日～　2013 年　3 月　31 日**		
現地審査	☒有 ☐無	期間	2011 年 10 月 5 日～　2011 年 10 月 6 日
	審査内容	最初にオープニングミーティングにて参加者の挨拶、紹介、スケジュール確認及び審査の進め方を説明し、審査開始。 審査は事前に文書レビューを行って作成したチェックリストに基づき、質疑応答、審査による追加確認事項の証拠書類の確認、収集を行った。また、プロジェクト対象地でのモニタリングポイント及びモニタリングプロット予定地の実査、測定機器キャリブレーション、測定デモを視察し、確認を行った。 現地机上審査、プロジェクト対象地を実査、確認後、審査チ	

		ームによる当日所見報告を説明し、所見内容、追加確認事項の回答納期等について協議、合意を得て審査を終了した。
プロジェクト情報（A・B）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。	
適格性要件（C）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書における方法論の適用は実施規則及び方法論 No.R001 Ver.4.1 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。 条件 1：　プロジェクト実施地が、森林法第 5 条に定める森林であることが明確に記述されており、妥当と判断される。 条件 2：　プロジェクト実施地において行なわれる施業が、以下の 3 つの条件を満たす間伐であることが明記されており、妥当と判断される。 (1)　森林施業計画全体の写しが提出され、下記が計画書に明確に記述されている。 ・森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地：クレジット発行対象期間内に、土地転用及び主伐が計画されていない。 ・森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地以外の土地：クレジット発行対象期間内に土地転用がない事等プロジェクト実施地と同様であること。 (2)　2007 年 4 月 1 日以降（2009 年 6 月 1 日）に森林施業計画に基づき施業（間伐）されたものであること。 (3) 森林施業計画及びプロジェクト実施事業者（広島県）とすべての土地所有者（㈱刈尾営林社）との森林経営活動を継続することの確認書（地上権設定契約書）により2013年3月31日まで（2049年5月30日）の計画策定が担保されていること。 条件 3：　プロジェクト実施地が以下の通り、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。 当該森林施業計画は北広島町により認定を受けている。認定番号 23（北）-1	
排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画における吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また当プロジェクトのモニタリング計画は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。施業年と吸収量算定年につき、J-VER 制度モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）Ⅰ-7 の考え方	

<table>
<tr><td></td><td>に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており妥当と判断される。
吸収量の計算結果は下記である。
<table>
<tr><th>2008 年度</th><th>2009 年度</th><th>2010 年度</th><th>2011 年度</th><th>2012 年度</th><th>合計
(t-CO_2)</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>361</td><td>357</td><td>719</td></tr>
</table>
注：各年度吸収量及び合計値を各々を整数化（小数点以下を切り捨て）</td></tr>
<tr><td>モニタリング計画
（Ⅲ～Ⅵ）</td><td>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画書は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。
純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QC について妥当であると判断される。
モニタリング計画書は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</td></tr>
<tr><td>その他(D)</td><td>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるその他事項において重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</td></tr>
<tr><td>機関の見解
（サマリー・結論）</td><td>オフセット・クレジット（J－VER）制度実施規則(Ver. 3.0)に基づいて実施された妥当性確認の範囲で、妥当性確認プロセス及び手順を進めた結果、広島県が実施する当該プロジェクトは、方法論の適格性基準を満たしていることが確認された。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の 10%未満という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J－VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対してオフセット・クレジット（J－VER）認証委員会による登録を行なうことを推奨する。</td></tr>
</table>

パブリックコメントの概要

パブリックコメントの募集期間
2011年9月16日～2011年9月29日
コメント　意見募集期間中に受領した意見はなかった
妥当性確認機関の見解　問題なし

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成23年10 月7日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
石狩市市有林間伐促進プロジェクト ～ニシンが群来（くき）る豊かな海を未来に繋ぐ森づくり～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	石狩市（イシカリシ）　印		
住所	〒061-3292 北海道石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2		
代表者氏名	田岡 克介	代表者役職	石狩市長
担当者氏名	澄川 典弘	担当者 所属部署・役職	企画経済部 農林水産課 林業・水産担当
担当者 E-mail	Norihiro.Sumikawa@city.ishikari.hokkaido.jp	担当者電話番号	0133-72-3164
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名			
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	石狩市（イシカリシ）		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☒ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人　日本品質保証機構		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 《目的》 本プロジェクトは石狩市市有林において実施される間伐によって、健全な森林育成を図るとともに、市有林での CO2 吸収の量を維持していくことが第一の目的である。また、森林による CO2 吸収量をクレジット(J-VER)として売買し、得られた資金を森林の管理費用とすることで森林を維持、管理していくという目的もある。 《内容》 本プロジェクトは石狩市市有林のうち、トドマツ・カラマツ・アカエゾマツが育成されている約177haを対象として、間伐施行を適切に実施することにより、森林吸収を促進する。 【適格性基準との整合性】 条件 1　プロジェクト実施地は森林法第 5 条が定める森林である。　資料 2 を参照されたい。 条件 2　プロジェクト対象地では、土地の転用は計画されておらず、クレジット期間、それ以降についても森林施業計画書の方針に基づいて適切な森林管理を実施する。 条件 3　当該市有林は森林施業計画の認定を受けている。 （認定番号 15-04　変 2-19） （認定番号 16-01　変 3-19） （認定番号 16-01　変 4-20） （認定番号 16-02　変 4-19） （認定番号 20-02） （認定番号 20-03） （認定番号 21-01） 【法令遵守状況】 ● 森林・林業基本法：第 9 条森林所有者としての責務を果たしている。 ● 森林法：第 5 条地域森林計画、第 11 条森林施業計画を策定している。 ● 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）：遵守している。

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

【採用技術】

機器名	型番	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
ポケットコンパス	LS-25	牛方商会	5年	H22.11	面積測量機
トゥルーパルス360	TruPuise360	LASER TECHNOLOGY	5年	リース期間 H23.5～ H24.3	
PDA	PA600	uniitech	5年	H23.02	
	I paq	Hp	5年	リース期間 H23.5～ H24.3	
GPS	SXBlue II	Hemisphere	5年	H23.02	
	SXBlue II	Hemisphere	5年	リース期間 H23.5～ H24.3	
クリノメーター	No1520	MERIDIAN	5年	H22.06	樹高測定器
トゥルーパルス360	TruPulse360	LASER TECHNOLOGY	5年	リース期間 H23.5～ H24.3	
輪尺	ST 型		－	H22.11	胸高直径測定器

【モニタリング方法】

面積：GPS による実測

地位級・成長量：プロット調査により地位級を特定し、北海道の収穫予想表を使用して成長量を特定する。

※各種係数については「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の数値を採用

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

当該方法論に記載されている算定式に準拠している。

【モニタリング体制】

石狩市役所内で体制を組む。（一部業務委託有）

	【QA / QC 体制】 （1） 教育訓練 石狩市役所内ではモニタリング開始前に、責任者、確認者、担当者で勉強会を行い、制度理解を深めプロジェクトを実施する。また、モニタリング開始時に、業務委託先への制度理解を徹底し、事業を実施する。 （2） 情報の保管 使用したデータ・書類は文書化し電子データとして保管する。また、データのバックアップも常時行う。制度利用約款に従い、平成35年3月31日までその保管を行う。 （3） データの確認 データの確認は、正確性を高めるため、複数名によって実施し、その頻度も、1）入力時　2）責任者による確認時等複数回実施を予定している。 （4）内部監査 吸収量の算定、報告、確認についてガイドラインに適合し、適切に実施がなされているか、モニタリング報告書提出前に、農林水産課課長が確認を行う。問題点がある場合には指摘し修正を確認する。 （5）測定機器の維持・管理 モニタリング業務は外部委託とするが、委託先への制度説明によって、維持管理を徹底する。モニタリング実施都度に点検・管理を行うものとし、測定を行う前に機器の動作確認を行う。

プロジェクト実施場所

（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。）

モニタリングポイントNo.	林班	小班	面積	樹種	住所
1	13	63	1.04	トドマツ	八幡町シララトカリ615-1
2	13	65	2	トドマツ	八幡町高岡375-1
3	13	66	0.52	トドマツ	八幡町シララトカリ615-1
4	13	68	0.36	トドマツ	八幡町シララトカリ615-1
5	13	69	0.16	トドマツ	八幡町シララトカリ615-1
6	13	70	0.44	トドマツ	八幡町シララトカリ376
7	13	71	0.24	トドマツ	八幡町シララトカリ376
8	13	72	0.28	トドマツ	八幡町シララトカリ615-1
9	14	14	0.08	トドマツ	八幡町俊別462
10	14	15	1.8	トドマツ	八幡町俊別462
11	14	16	1.12	トドマツ	八幡町俊別462
12	14	17	0.88	トドマツ	八幡町シララトカリ457
13	14	18	0.96	トドマツ	八幡町シララトカリ457
14	15	6	1.68	トドマツ	八幡町俊別462
15	15	9	0.92	トドマツ	八幡町俊別462
16	15	10	0.84	トドマツ	八幡町俊別462
17	15	12	2	トドマツ	八幡町俊別462
18	15	13	2	トドマツ	八幡町俊別462
19	15	14	1.92	トドマツ	八幡町俊別462
20	15	15	0.2	トドマツ	八幡町俊別462
21	16	3	3.04	トドマツ	八幡町俊別462
22	17	12	1.8	トドマツ	八幡町俊別462
23	18	4	0.2	トドマツ	八幡町俊別462
24	19	8	5.88	トドマツ	八幡町俊別462
25	19	9	2.48	トドマツ	八幡町俊別462
26	1005	35	1.56	トドマツ	厚田区厚田352-1
27	1006	33	5.04	トドマツ	厚田区厚田842-13
28	1006	34	0.8	トドマツ	厚田区厚田842-13
29	1006	35	0.96	トドマツ	厚田区厚田697-1
30	1006	36	0.2	トドマツ	厚田区厚田842-13
31	1007	35	0.2	トドマツ	厚田区厚田697-2
32	1007	38	1.12	トドマツ	厚田区厚田695-1、697-2
33	1007	44	8.76	トドマツ	厚田区厚田695-1、697-2
34	1007	69	0.24	トドマツ	厚田区厚田842-2、-13
35	1007	74	0.12	トドマツ	厚田区厚田842-13
36	1007	75	1.12	トドマツ	厚田区厚田842-13、697-1
37	1007	76	0.96	トドマツ	厚田区厚田842-13
38	1011	17	3.96	トドマツ	厚田区厚田818-1
39	1026	9	7.36	トドマツ	厚田区古潭411
40	1026	23	0.32	トドマツ	厚田区古潭411
41	1026	28	2.56	トドマツ	厚田区古潭411
42	1026	29	2.56	トドマツ	厚田区古潭411
43	1026	31	2.04	トドマツ	厚田区古潭411
44	1026	48	6.88	トドマツ	厚田区古潭411
45	1035	20	2	トドマツ	厚田区望来737-6
46	1040	13	0.36	トドマツ	厚田区望来1077-1、-4
47	2003	14	10.76	トドマツ	浜益区千代志別1349-3
48	2007	123	3.24	トドマツ	浜益区幌1352-9
49	2039	60	3.04	トドマツ	浜益区実田586
50	2039	62	4.76	トドマツ	浜益区実田586
51	2050	8	2.72	トドマツ	浜益区送毛265-1
52	2050	42	2.48	トドマツ	浜益区送毛265-1
53	1007	11	3.56	カラマツ	厚田区厚田842-2、-3、-13
54	1007	14	1.48	カラマツ	厚田区厚田842-2、-43
55	1007	15	1.6	カラマツ	厚田区厚田842-2、528-1、695-1
56	1012	11	3.56	カラマツ	厚田区別狩350-1
57	1012	165	3.56	カラマツ	厚田区別狩350-1
58	2007	132	1.16	カラマツ	浜益区幌1352-10
59	2007	133	0.24	カラマツ	浜益区幌1352-10
60	2007	134	0.6	カラマツ	浜益区幌1352-10
61	2007	135	0.64	カラマツ	浜益区幌1352-10
62	2007	136	1	カラマツ	浜益区幌1352-10
63	2006	3	2.28	アカエゾマツ	浜益区幌966-1
64	2006	12	4	アカエゾマツ	浜益区床丹1352-2
65	2006	20	5.04	アカエゾマツ	浜益区床丹1352-2
66	2007	127	10	アカエゾマツ	浜益区床丹1352-1
67	2007	129	10.68	アカエゾマツ	浜益区幌1352-10、浜益区床丹1352-1
68	2007	143	10	アカエゾマツ	浜益区床丹1352-1、731
69	2015	92	1.76	アカエゾマツ	浜益区群別1351-7
70	2043	1	7	アカエゾマツ	浜益区毘砂別356-1

<table>
<tr><td colspan="2">＜方法論 R001・R002・R003 のみ＞
プロジェクト対象面積</td><td colspan="6">177.12ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト期間</td><td colspan="6">2007 年 4 月 1 日 ～2012 年 3 月 31 日(6 年 0 ヶ月)</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">2008 年 4 月 1 日 ～2012 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2011年 9月22日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2011年10月5日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>257</td><td>476</td><td>432</td><td>968</td><td>1,283</td><td>3,416</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
(森林管理プロジェクト用)　 ver. 3.0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">R001　 ver.　4.1</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)</td><td>印</td></tr>
</table>

3 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

□ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

□ ホームページ

ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ その他

具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以　上

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23 年 10 月 5 日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
石狩市市有林間伐促進プロジェクト ～ニシンが群来（くき）る豊かな海を未来に繋ぐ森づくり～			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	一般財団法人　日本品質保証機構　（JQA）　印		
担当部署名	地球環境事業部		
責任者名	矢野　忠行		
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp		
責任者電話番号	03-6212-9333		
審査員名[i]	検証担当者　　：野村　祐吾（検証チームリーダー） 外部専門家　　：なし レビュー担当者　：前垣内　正記（テクニカルレビュー） 倉光　豊　　（プロセスレビュー）		
機関要件への合致	合致		
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 5 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.0		
妥当性確認期間	2011 年 9 月 21 日～ 2011 年 10 月 5 日		
現地審査	□ 有 ~~□~~ ~~無~~	期間	2011 年　9 月　28-29 日（石狩市　市有林）

	審査内容	デスクレビュー（フェーズ１審査）の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するヒアリング、書類及び現地確認（フェーズ2審査）を行った。審査ポイントは以下の通りである。 ＜GHGデータ及び情報＞ ・　プロジェクトの活動境界の設定 ・　プロジェクト活動に関係するすべての吸収・排出活動 ・　プロット地点の選定 ・　パラメータの引用 ＜QA・QC体制＞ ・　モニタリング体制及び算定体制 ・　モニタリング担当者の教育訓練方法 ・　データチェックの実施方法 ・　計測機器の管理方法
プロジェクト情報（A・B）	記載内容が適切であることを確認した。	
適格性要件（C）	適格性要件（R001 ver.4.1）を満足することを確認した。	
排出量・吸収量算定（Ⅰ・Ⅱ）	モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）及び方法論（R001 ver.4.1）を満足し、適切な内容であることを確認した。	
モニタリング計画（Ⅲ～Ⅵ）	モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）及び方法論（R001 ver.4.1）を満足し、適切な内容であることを確認した。	
その他(D)	記載内容が適切であることを確認した。	
機関の見解（サマリー・結論）	一般財団法人 日本品質保証機構（JQA）は、「石狩市市有林間伐促進プロジェクト　～ニシンが群来（くき）る豊かな海を未来に繋ぐ森づくり～」におけるプロジェクト計画書（Ver.1.1）並びにモニタリング計画書（Ver. 1.1）の妥当性を確認した。その結果、本プロジェクト計画書及びモニタリング計画書が、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（Ver.3.2）、モニタリング方法ガイドライン（Ver.3.0）及び方法論No.R001（Ver.4.1）により定められた適格性基準・方法論詳細に依拠して作成されていることを確認し、不確かさ及び誤りの評価結果が7.1％となり、重要性の判断基準の10%未満であることから、妥当性確認意見は無限定適正意見であることを表明する。	

パブリックコメントの概要
パブリックコメントの募集期間：2011年9月22日～10月5日 コメント：該当なし 妥当性確認機関の見解：－

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

**環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中**

平成 23 年10月11日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
埼玉県　株式会社アドバン・バイオディーゼル燃料活用プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名（フリガナ）	株式会社アドバン		印
住所	埼玉県熊谷市妻沼西１丁目 37		
代表者氏名	丑久保　紀美	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	岡田　雅仁	担当者 所属部署・役職	取締役
担当者 E-mail	info@kk-advan.co.jp	担当者電話番号	048－567-3303
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社武蔵野物流（埼玉県行田市大字真名板2052-1） 代表者：代表取締役　丑久保　紀美　担当者：取締役　木村　光典		
プロジェクト参加者名	株式会社ツバルの森（東京都千代田区飯田橋4丁目7番11号） 代表者：代表取締役　三嶋　浩太　担当者：取締役　事業統括部長　小沢　幸弘		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	株式会社アドバン		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	日本海事検定キューエイ株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	【プロジェクトの目的・内容】 株式会社アドバン（以下、アドバン）が廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料（以下、BDF）の製造を行い、これを株式会社武蔵野物流（以下、武蔵野物流）が所有する事業用車両の一部に活用することにより、温室効果ガス排出削減に貢献することを目的とする。 オフセット・クレジット（J-VER）（以下、J-VER）の売却により得た収益を、既存プラントの改修・拡大費用の一部として活用することで、事業拡大を模索することが本プロジェクトの最終的な目標である。 【適格性基準との整合性】 条件1～5全てに関して、整合性があることが認められている。 【法令遵守状況】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「消防法」、「道路運送車両法」、「自動車 NOx、PM 法」に関して該当し、それぞれ「グリセリンの廃棄証明」、「バイオディーゼル製造設備概要資料」、「車両整備結果」、「自動車検査証」にて、遵守していることが認められている。 【採用技術】 BDF 製造装置及び BDF 使用車両 【モニタリング方法】 6 つのモニタリングポイントを設定し、モニタリング計画書に基づき、モニタリングを行う。 モニタリングポイント名：P1　BDF の製造における年間電力消費量（kWh/年） モニタリングポイント名 P2　車両等で 1 年間に使用された BDF の量（kℓ/年） モニタリングポイント名：P3　メタノールの年間消費量（t/年） モニタリングポイント名：P4-1 車両点検（日常点検） モニタリングポイント名：P4-2 車両点検（3 か月、6 か月点検） モニタリングポイント名：P5　BDF の品質規格への適合性 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 方法論「E. 004　ver.6.1　廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論」に即して、GHG の算定を行った。 【モニタリング体制】

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

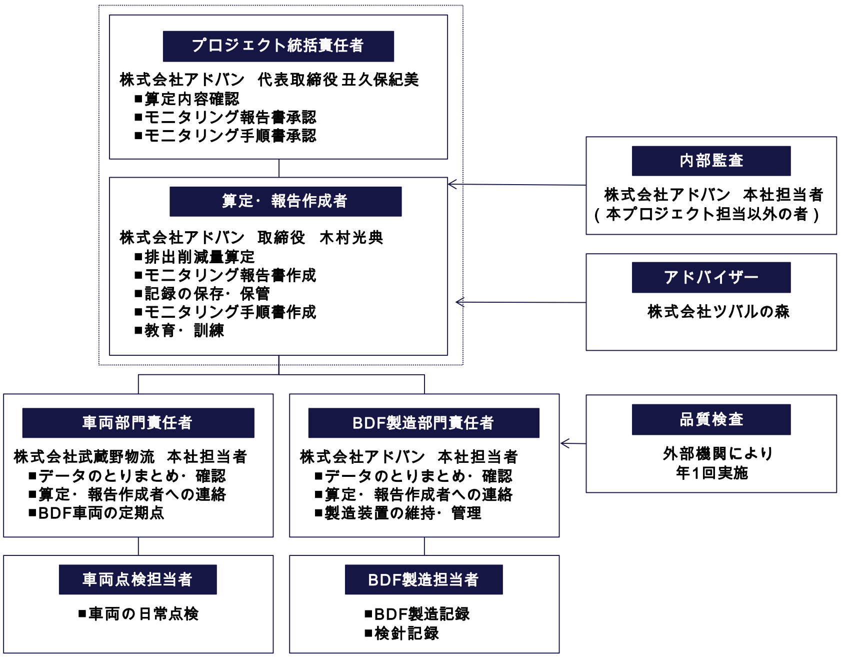

【QA / QC 体制】

（1）教育訓練

算定・報告作成者がモニタリング手順書を作成しプロジェクト統括責任者の承認を受けた後、モニタリング方法や実施状況について、アドバン（BDF 製造部門責任者、各担当者）、及び武蔵野物流（車両部門責任者、担当者）に対し毎年1回以上打合せを行い確認し、必要に応じて指導を行う。

更に、BDF 製造責任者、及び車両部門責任者は、実際の BDF 製造、BDF 使用、車両整備等の状況の確認を行い、不具合等があれば算定・報告作成者に遅延なく通知し、改善策を協議の上実施する。

（2）情報の保管

各情報は、紙ベースで各本社に保存し、各部門の責任者が確認を行い、ワークシートまたは pdf 形式で算定・報告作成者に送付する。最終的な情報管理は、プロジェクト統括責任者の管理の下で実施し、モニタリングデータはアドバン本社内のデータサーバーに保存する。

（3）データの確認

データ作成者は、毎年度1回以上紙ベースのモニタリング結果とワークシートを無作為に抽出し、間違いがないかについて点検する。最終的なデータの確認は、プロジェクト統括責任者が行う。

（4）内部監査

内部監査員は、アドバン本社において本プロジェクト担当者以外から適任者を選定し、定期的（年1回を予定）に実施する。

（5）測定機器の維持・管理

BDF 製造部門・車両部門の各責任者が、使用する機器について、取扱説明書等に基づいて適切に維持管理を行い、年1回以上必要な点検等を実施するものとする。

<table>
<tr><td colspan="2">プロジェクト実施場所</td><td colspan="6">・BDF 製造場所：
株式会社アドバン　熊谷プラント（埼玉県熊谷市妻沼西部工業団地内）
・使用場所：関東圏各所</td></tr>
<tr><td colspan="2"><方法論 R001・R002・R003 のみ>
プロジェクト対象面積</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト期間</td><td colspan="6">2008 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日（5 年 0 ヶ月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">クレジット期間</td><td colspan="6">2008 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">プロジェクト計画開始届提出日</td><td colspan="6">2011年9月26日</td></tr>
<tr><td colspan="2">妥当性確認終了日</td><td colspan="6">2011年10月11日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計[3]</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>836.1</td><td>628.9</td><td>659.7</td><td>644.3</td><td>644.3</td><td>3,413</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
((排出削減プロジェクト用)　ver. 3.0</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">E. 004　ver.6.1</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論</td></tr>
<tr><td colspan="8">ダブルカウントの防止措置</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td colspan="5">プロジェクト代表事業者と同一</td><td>印</td></tr>
</table>

3 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<table>
<tr>
<td>ダブルカウントの防止措置内容</td>
<td>
以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
（オフセット・クレジット（J–VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）

【①　類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑　類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J–VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。

□　以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています

類似制度名：

□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J–VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J–VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J–VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
☑　当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□　森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J–VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J–VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。
</td>
</tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ☐ ホームページ
  ホームページ URL：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- ☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- ☐ その他 具体的に：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- ☐ その他
  具体的に：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以 上

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成23年10月11日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
埼玉県株式会社アドバン・バイオディーゼル燃料活用プロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	日本海事検定キューエイ株式会社　印		
担当部署名	審査部　GHG プロジェクトチーム		
責任者名	廣瀬　英俊		
責任者 E-mail	h-hirose@nkkkqa.co.jp		
責任者電話番号	03-5427-2505		
審査員名[i]	廣瀬英俊:チームリーダー 紀伊隆志:レビューアー		
機関要件への合致	暫定的妥当性確認機関として認定されている。		
妥当性確認報告書発行日	2011 年 10 月 11 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.0		
妥当性確認期間	**2011 年 9 月 22 日～　2011 年 10 月 9 日**		
現地審査	■ 有 □ 無	期間	2011 年 9 月 30 日～2011 年 9 月 30 日
	審査内容	文書審査の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するインタビュー、記録及び現地確認を行った。検証のポイントは以下の通りである。 【GHG データ及び情報】 ・　プロジェクト活動境界の設定が適切か ・　プロジェクトに関係するすべての排出活動が特定されているか ・　採用技術の特定は適切か	

プロジェクト情報 （A･B）	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。
適格性要件（C）	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの申請書における方法論 E004 ver.6.1 の適用は、実施規則に準拠しており、適格性基準を満たしていることを確認した。
排出量・吸収量算定 （Ⅰ・Ⅱ）	モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの排出量算定は、方法論 E004 ver.6.1 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。
モニタリング計画 （Ⅲ～Ⅵ）	モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトのモニタリング計画は、方法論 E004 ver.6.1 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。
その他(D)	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況（環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施は法令等で要求されていないため除く）を確認した結果、当プロジェクトの申請書におけるその他事項に重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。
機関の見解 （サマリー・結論）	この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘定して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎として行われ、方法論の適格性基準への整合性の確認、法令順守、環境影響評価、パブリックコメントへの対応、ベースライン排出量・プロジェクト排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価、算定報告書における記載の検討も含んでいる。これらの手続により、当機関は、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。 以上から、当機関は、株式会社アドバン殿が作成した「温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書」及び「モニタリングプラン」が上記基準等に基づいた審査の結果、デスクレビュー、現地及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトがオフセット・クレジット（J-VER）制度、ポジティブリストの適格性基準、方法論に依拠して作成していることを確認し、全ての重要な点に関して適正であると認める。

パブリックコメントの概要

パブリックコメントの募集期間

2011年9月26日～10月9日

コメント

なし

妥当性確認機関の見解
無限定適正

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。